

**「改正」少年法・5年後見直しに
関する意見書【別冊】**

2006年3月16日
日本弁護士連合会

「改正」少年法・5年後見直しに関する意見書【別冊】

【目次】

第1	少年非行の動向と非行少年の実像	1
1	少年非行の動向	1
	(1) 検挙人員の推移	
	(2) 家庭裁判所新受人員の推移	
	(3) まとめ	
2	非行を犯す少年の実像	2
	(1) 法「改正」の背景にあった「少年像」	
	(2) 各種調査で明らかにされた「少年像」	
	(3) 見直し議論における「少年像」	
3	少年非行の実情と求められる対応策	6
第2	保護主義の意義と有効性	8
1	保護主義に基づく少年司法手続	8
	(1) 少年法の目的	
	(2) 少年審判手続	
	(3) 少年院における処遇	
2	保護主義の有効性	10
	(1) 少年審判手続の有効性	
	(2) 少年院における処遇の有効性	
3	保護主義の理念と2000年の法「改正」	14
第3	捜査の改革と審判における適正手続の確立	16
1	少年司法手続における適正手続保障の必要性	16
2	2000法「改正」による「事実認定の適正化」の検証	16
3	捜査の改革	17
	(1) 捜査段階の問題点	
	(2) 当連合会の改革意見	
	(3) 被疑者段階での国選弁護制度の実現	
	(4) 捜査の可視化	
	(5) 少年の特性に配慮した規定	
4	少年審判における適正手続の保障	19
	(1) 少年審判手続の問題点	
	(2) 当連合会の改革意見	
	(3) 国選付添人制度	
	(4) その他の適正手続保障	
第4	2000年「改正」法の運用実態と問題点	21

1	検察官送致可能年齢の引き下げ	21
	(1) 運用状況	
	(2) 問題点	
	(3) 見直しの意見	
2	法20条2項による検察官送致(いわゆる「原則逆送」)	23
	(1) 運用状況	
	(2) 問題点	
	(3) 見直しの意見	
3	検察官の審判関与と検察官による抗告受理申立	26
	(1) 運用状況	
	(2) 問題点	
	(3) 見直しの意見	
4	観護措置期間の特別更新	28
	(1) 運用状況	
	(2) 問題点と見直しの意見	
5	裁定合議制	29
	(1) 運用状況	
	(2) 問題点と見直しの意見	
6	被害者への配慮の充実	29
	(1) 被害者等による事件記録の閲覧・謄写および被害者等からの意見の聴取	
	ア 運用状況	
	イ 見直しの意見	
	(2) その他被害者の保護について	
	ア 被害者保護の在り方について	
	イ 修復的司法について	
	ウ 少年審判の傍聴について	
7	少年の刑事裁判	32
	(1) 問題点	
	(2) 見直しの意見	
8	少年の処遇	35
	(1) 問題点	
	(2) 見直しの意見	
9	その他	37
	(1) 国選付添人制度	
	(2) 法61条をめぐる問題	
	(3) 少年事件に関する情報開示	
第5	国連子どもの権利委員会(CRC)による勧告について	41

【参考資料】

第1	衆参両議院における付帯決議	42
第2	国連子どもの権利委員会の「最終見解」	43
第3	日弁連「改正」少年法運用実態調査結果	44

第1 少年非行の動向と非行少年の実像

「改正」法の見直しに際し、少年非行への対応策を論じるにあたっては、わが国における少年非行の動向について、量的・質的両面から正確に把握することが必要不可欠である。

そこでまず、統計に基づき少年非行の動向を踏まえたうえで、各種調査で明らかにされた非行少年の実像について検討を加えることとする。

1 少年非行の動向

(1) 検挙人員の推移

少年非行の動向を把握するにあたっては、短期的な犯罪数の推移だけに基づくのは誤りであり、むしろ中長期的な推移が全体の動向を判断する上で重要である。この点、少年刑法犯の検挙人員は、1983（昭和58）年にいわゆる「第3の波」のピークを迎え、その後一貫して減少を続けた後、1995（平成7）年からはほぼ横ばいと言ってよい状況にある。中長期的な観点から見たとき、少年非行の増加は認められない。

他方、短期的な推移を見ても、少年刑法犯全体は、1996（平成8）年からの増加は1999（平成11）年以降減少に転じ、その後2001（平成13）年から2003（平成15）年まで若干増加したものの、2004（平成16）年には再び減少に転じている（前年比6.6%減）。いずれにせよ、この間の増減率は極めて小さく、前述のとおり、ほぼ同水準で推移していると言って良いであろう。少年刑法犯を人口比で見た場合には、成人に比べて増加傾向にあるが、やはり2004（平成16）年には前年より減少に転じている。凶悪犯の検挙件数（殺人・強盗・放火・強姦）について言えば、1997（平成9）年以降増減を繰り返してきたが、2004（平成16）年には前年比で28.2%もの大幅な減少となっており、1996（平成8）年以前の水準にまで下がっている。また、粗暴犯（傷害・恐喝・暴行・脅迫）についても、前年比で20.3%減少している。

このように、検挙人員の動向からすれば、中長期的に見て、さらには短期的に見ても、およそ少年犯罪が増加・凶悪化していると評価することはできないのである。

(2) 家庭裁判所新受人員の推移

以上に見た検挙人員は、捜査機関の態勢や処理基準による影響を受けやすいとされ、これに対し、司法統計はそのような影響を受けにくいとされている。ここ数年間の司法統計を見ると、少年犯罪が増加・凶悪化しているとは到底言えないことが、より一層明らかになる。

すなわち、少年保護事件の新受人員は、1998（平成10）年以降ほぼ横ばいであり、2004（平成16）年は前年比で6.5%の減少となっている。このうち刑法犯については、1996（平成8）年から増減を繰り返し、2002（平成14）年には前年比で2.4%の増加となっているが、その大半（86.0%）は、窃盗・業務上（重）過失致死傷・横領で占められているのであり、刑法犯のうちの凶

悪犯については、1998（平成10）年から2002（平成14）年まで一貫して減少を続けているのである。

（3）まとめ

以上のとおり、いずれの統計からしても、少年非行の「増加・凶悪化」は認められない。

この点に関し、「少年犯罪の数的減少は検挙率の低下によるものに過ぎず、実際には少年犯罪は増加・凶悪化している」とする見方もあるが、「検挙率の低下は、警察の事件通告受理体制拡充等による受理件数の増加と、人員不足による余罪立件の見送り等による検挙件数の低下によるものであって、治安状況の悪化を示すものではない。人口動態統計を見る限り、日本において暴力が蔓延しつつある姿は見えてこない」とする見解のほうが説得的であろう。

少年非行への対応策を論じるときには、「増加・凶悪化」などのイメージに基づくのではなく、少年非行の具体的な内容を把握することこそが重要である。後出の「青少年の育成に関する有識者懇談会」の報告書（2003年4月）では、「少年犯罪が増加・凶悪化しているか否かについては、見解が別れており、一概には言えない」という立場をとりつつ、わが国の少年非行の特徴として、少年刑法犯の約8割が窃盗と占有離脱物横領である、ほとんどの世代において18～19歳から成人期にかけて検挙人員の人口比は低下する、強盗の検挙件数については共犯事件が増加傾向にある、欧米諸国に比較して我が国の少年の検挙人員の人口比は相対的に低い、との分析を示しているのが参考とされるべきである。

2 非行を犯す少年の実像

（1）法「改正」の背景にあった「少年像」

2000（平成12）年の法「改正」の際には、神戸連続児童殺傷事件や佐賀バスジャック事件などで少年が残したメッセージをもとにして、「少年たちは少年法が『甘い』ことを熟知して非行に及んでいる」「非行の原因は『規範意識の欠如』にある」などといった論調が多く見られた。そこでイメージされていたのは、「規範意識に欠け」「少年法を甘くみた」少年像であったといえる。

1999（平成11）年7月に提出された第15期青少年問題審議会の答申「『戦後』を越えて - 青少年の自立と大人社会の責任 - 」の中にも、これと同様の少年像を読みとることができる。同答申は、「重大な問題行動を起こした子どもたちの意識等にみられる特徴」として4点を挙げるが、まず第1として、社会の基本的なルールを遵守しようとする意識が希薄になっていることを指摘し、第2として、自己中心的で被害者や周囲の人々の気持ちを考えない、という点を指摘しているのである。

さらに、「改正」法施行から2年余り経過した2003（平成15）年9月、長崎での児童殺害事件などを受け、鴻池祥肇国務大臣（当時）が「少年非行対策のための提案」（いわゆる「鴻池試案」）を発表したが、そこでは、「現在の少年犯罪・非行の中心は『非社会型』『遊び型』非行といわれ、無力感から逃れるために享

楽的雰囲気身を委ね、弱者をいじめることが特徴であるといわれている」「戦後に旧少年法が作られたときと同様の意味で、社会が悪い、そして少年は加害者であると同時に被害者でもあるといえるのか疑問があると言わざるを得ない」とされている。そのうえで、少年法1条について、「保護という枠組みのままで、親も含め自己責任を自覚することには無理があり、『罰』という形であるかどうかは別にしても、なんらかの形で『悪いことをした』ということを加害者にわからせる必要性は高いといえる。」として、保護主義への疑問が呈されるまでに至っている。

(2) 各種調査で明らかにされた「少年像」

しかし、その後の各種の調査・研究により、上記のような「少年像」は誤りであったことが明らかになっている。

ア 日弁連による調査・研究

当連合会は、2001(平成13)年11月8日に開催された第44回人権擁護大会シンポジウム第3分科会において、「少年犯罪の背景・要因と教育改革を考える」をテーマに取り上げた。そして、その準備段階において、重大少年事件(14事例)の個別事例分析を行ったほか、罪を犯した少年とその保護者および付添人弁護士を対象としたアンケート、ならびに大阪と奈良の普通高校2年生を対象とするアンケートをそれぞれ実施し、これらを対比して実証的な検討を行った。

その結果、重大少年事件の分析からは、重大事件を犯した少年の問題性は深刻であり、背景事情は複雑であること、特に被虐待経験を持つ少年が多いことなどが判明した。また、アンケート調査からは、犯罪を犯した少年の多くが、幼児期から成長過程において人格が尊重されず、あるいは自己の感情を抑制して「良い子」を演ずることによる強い精神的ストレスを抱えており、「自分は認められている」という実感を持つことができなかつた子どもたちであり、その傾向は、殺人など重大な事件を単独で引き起こした少年や、2回以上家庭裁判所に送致された少年により強い、という結果が出た。さらには、親が「厳しくしつけた」と回答したのに対し、子どもが「虐待を受けた」と回答している家庭群に、子どもの問題行動の発生率が最も高い、という結果も出ている(当連合会編「検証少年犯罪」日本評論社)。

当連合会は、かねてから、少年犯罪や問題行動の多くは、成長の過程で人間としての尊厳と成長発達する権利を十分に保障されなかつた子どもたちの「SOS」であり、刑罰の威嚇によって少年重大事件の発生を食い止めることはできず、大人から子どもへの早期の福祉的・教育的援助が重要であると主張してきた。今回の調査・研究でそのことが実証されたといえる。

イ 家庭裁判所調査官研修所による調査・研究

最高裁判所の家庭裁判所調査官研修所は、家庭裁判所調査官、裁判官、学識経験者、学校教員、少年事件関係諸機関関係者によって、重大事件15事例について実証的な研究を行い、「重大少年事件の実証的研究」を発表した(2001年3月)。そこでは、単独で重大事件を犯した少年をタイプにわけて考察している。まず、「幼少期から問題行動を頻発していたタイプ」の場合、幼少期から父母

や養育者に虐待され、あるいは育児に強いストレスを感じている不安定な母親に養育されていたという傾向が認められること、その結果、少年は「自分はだめな人間で愛される価値がない」という否定的な自己イメージを抱き、潜在的に抱える憎しみを心の中にため込み、思春期の不安定な時期に入るとその憎悪感情を周囲の弱い子どもたちに攻撃的に向けるようになる、などとされている。

次に、「表面上は問題を感じさせることのなかったタイプ」の場合、限られたパターンや解決方法によって表面的に適応するという成長をし、自分というものがなく、自発的に熱心に何かに取り組んだり、他者と情緒を交流させるような関係を持ったりすることができない、親の少年に対する期待が強く、少年のほうが親の期待を先回りして取り込み、子どもらしいありのままの感情を抑えてしまう、などとされている。また、この対応の少年には、明らかに精神障害が疑われるタイプも含まれる、とされている。

さらに、「思春期になって大きな挫折を体験したタイプ」は、もともと自我が弱く、感情のコントロールが悪い面があるが、思春期になって学業やスポーツなどの面で壁にぶつかると、人一倍の挫折感を味わい、自尊心が傷つきキレてしまう、親は少年に対する思い入れが強く、少年を過大に評価し、そのプラス面しか見ようとせず、少年の挫折に対応しきれない、という傾向が指摘されている。

そして、これら3つのタイプに共通してみられる特徴として、追い詰められた心理状態にあったこと、現実的な問題解決能力に乏しいこと、自分の気持ちすら分からない感覚を持っていること、自己イメージが悪いこと、歪んだ男性性へのあこがれがあること、が指摘されている。

このように、裁判所による実証的な研究においても、少年による重大事件については、家族関係、友人関係、学校との関係等々の様々な要因を考えていくべきであることが示されている。そして、「このように重大事件を犯した少年については、人を殺したという行為についての責任感や被害者の痛みに対する共感性を育成する必要がある、この研究会では、少年が児童自立支援施設や少年院に送致された場合において、少年と生活を共にし、根気強く、きめの細かい情緒の交流を図ることで、少年の未発達な情緒を育てながら内省を深めさせたり、贖罪意識を育成したりすることや、保護観察所などにおいて、社会性を育て、社会適応能力を高めるために、専門的なプログラムを実施し、内省を深めさせる働きかけをしていくことの重要性が指摘された」としており、重大事件を犯した少年に対しては、内面的な問題を克服するための働きかけが重要であるとしているのである。

ウ 法務総合研究所による調査・研究

法務省が管轄する法務総合研究所は、2000（平成12）年7月17日時点において、全国の少年院53庁のうち52庁の中間教育過程に在籍する少年を対象に、家族や家族以外の者からの被害体験の有無・内容等についてアンケート調査を行い（有効調査対象者2354名、男子2125名、女子229名）、非行との関連性について考察している（法務総合研究所研究部報告11号および19号）。

まず、家族から身体的暴力、性的暴力および不適切な保護態度のいずれか1つ

でも受けた経験のある者は、全体の約70%であり、この被害を繰り返し受けていた被虐待経験のある者は全体の50%で、男女を比べると女子に多かったとされている。また、家族からの被虐待経験者のうち95%が、家族以外の者からの被害も受けている。家族からの被害と家族以外の者からの被害について、一方を受けていた者は他方も受けていたことが有意に多く、身体的暴力と性的暴力との間にも同様の関連があった。つまり、少年院在院者は複数の被害を受ける傾向にあり、特に女子は性的暴力の被害を受けている者が多いのである。また、家族以外の者からの被害を受け始めたのは、初発非行の時期と同じである者が最も多く、家族からの被害経験がある者は、ない者と比べて非行性が進んでいる。

さらに、家族からの被害がある者には、ない者に比べて神経質で被害感が強く、自信がなくて抑うつ的である一方、怒りっぽかったり、支配欲求が強く自己顕示的な性格特性を示す傾向がある。家族からの被害および家族以外の者からの被害の両方を経験している者には、家族以外の者からの被害のみを経験している者に比べ、上記と同様の傾向が見られた。特に、両方の被害を受けている者の中でも、家族からの被害が虐待であった者は、家族からの被害が虐待でなかった者よりも、性格形成や問題行動の開始に虐待の影響がうかがわれるとしている。

以上のように、法務総合研究所の調査においても、非行を犯す子どもは、家族や家族以外の者からの被害の影響があり、特に虐待の影響が強いことが示されているのである。

エ 有識者懇談会報告書の示す青少年像

内閣府の青少年政策策定のための私的諮問機関である「青少年の育成に関する有識者懇談会」は、2003（平成15）年4月、報告書を取りまとめている（「青少年の育成に関する有識者懇談会報告書」）。

同報告書は、「補論 少年犯罪について」において、「少年は、特に思春期に入ると、あふれるエネルギーを持ちながら問題解決力が未熟であるというアンバランスさを抱え、様々な葛藤に直面することにより、逸脱や不適応を起こしやすい不安定な時期を迎える。少年犯罪対策は、このような少年期の特質を踏まえながら効果的に行う必要がある。」「少年犯罪の発生には、複雑な要因が絡み合っており、特定の現象が主たる要因であるかのように安易に結び付けるべきではない。少年犯罪には、その時々を社会的情勢等も反映されており、ある特定の生育環境にあるかどうかや、ある特定の経験をしているかどうかなどといった個別の事情だけで説明するのは無理がある。同様に、検挙される少年の数の増減に関しても、特定の社会現象との関連だけで説明するのは適切ではない。このため、社会構造の中で生じている諸様相を視野に含めた総合的なとらえ方の中で対応方を考えていく必要がある。」としている。

そして、少年犯罪への「対応の方向性」として、「特に、少年の多くが思春期を過ぎると犯罪を犯さなくなる傾向があることや、凶悪犯の割合がそれほど高くないことを考え合わせると、犯罪を抑止的に防止することと併せて、事件を起こした少年への適切な配慮や保護により円滑に社会に適応させることが、将来の成人の犯罪発生率を抑制する観点からも重要である。」とするとともに、「より根

源的な対応としては、すべての少年がそもそも犯罪を指向しないように最大限努力することが重要である。」として、その重要な課題は「少年に規範意識や行動をコントロールする力を習得させること」であるが、「規範を内在化させるための支援」すなわち、「年齢段階に応じた多くの人とのふれあい、集団遊び・集団活動、社会に参画し様々な試行錯誤をすることなど」や、「少年が、人間への基本的信頼や愛情を持ち、さらには自尊感情を持てるような心理基盤を得られるようにすることが必要である。」としている。さらには、若者の内面に対応するだけでは不十分であり、「雇用環境の改善をはかり少年が将来に対して明るい展望をもてるようにすることが必要である。」としているのである。

(3) 見直し議論における「少年像」

以上で述べた各種調査・研究等からも明らかにされているように、少年非行は、少年をとりまく家族関係や、友人関係、学校との関係、さらには社会的情勢等々の様々な要因に基づくものであり、その中でもとりわけ、家族やそれ以外の者から被害・虐待を受けたことによる影響は、少年が非行に及ぶときの非常に大きな要因となっている。

2000（平成12）年の法「改正」における「処分の在り方の見直し」は、非行を犯す少年たちを「少年法を甘く見ている」「規範意識に欠ける」と捉えたうえで、いわゆる重罰化によって少年非行に対応しようとしたものと言えるであろう。しかし、そこで前提とされていた「少年像」は、実情とは異なる誤ったものであったと言わざるをえないのである。

さらには近時、非行の結果が極めて重大であるにも拘わらず、非行に至った動機等が一見不可解な事件において、非行に及んだ少年にアスペルガー症候群等の発達障害が認められるケースが少なくない。これら発達障害と非行と間の因果関係については必ずしも明らかではないが、重大な非行に及んだ少年にみられるひとつの問題として、軽視することはできないように思われる。

今後の少年法の見直しにあたっては、これら少年たちの実像を正確に把握した、冷静な議論が求められていると言うべきである。

3 少年非行の実情と求められる対応策

以上で述べてきたとおり、近時のわが国における少年非行の動向は、「増加・凶悪化」といった状況にはない。また、少年非行の原因も、家庭環境や対人関係等の様々な要因に求められる場合がほとんどであり、非行を犯す少年たちは、ただ「少年法が甘いから」非行に及ぶのではない。被害や虐待の体験あるいは発達上の障害などによって、自尊感情が持てず、あるいは他人への共感ができないといった様々な原因により、規範を内在化することができなかつたり、自身の行動を抑制できなかつたりしているのであり、克服すべき内面的な問題を抱えているのである。

このような少年非行の動向や非行少年の実像に照らしたとき、今日の少年非行への対応策として必要なのは、刑罰によって少年を威嚇したり、非行を犯した少年に厳しい処罰を科すことではないことは明らかである。いま求められているのは、非行に至

った少年の内面に働きかけ，その問題性を克服させるとともに，家族関係など少年を取り巻く環境を調整し，非行を犯した少年を円滑に社会に適応させるための施策である。

このようにして考えると，「改正」法の見直しにあたり，今日における少年非行への対応策を考えたとき，現行少年法が拠って立つ保護主義の理念，すなわち，「少年の健全育成を目的とし，非行を犯した少年に対しては可能な限り刑罰ではなく教育をもって臨む」とする考え方こそが，極めて重要である。今こそ，保護主義の重要性が改めて認識されなければならない。

第2 保護主義の意義と有効性

今日における少年非行への対応策を考えるにあたり、保護主義の理念に基づく施策こそが重要であることは、既に述べたとおりである。

以下では、保護主義に基づく現行の少年司法手続と処遇の実情を踏まえつつ、非行を犯した少年への保護主義に基づく対応の有効性について述べることにする。

1 保護主義に基づく少年司法手続

(1) 少年法の目的

現行少年法は、その目的に「健全育成」を掲げ（法1条）、保護主義をその基本理念としている。そこでは、非行を少年の成長過程に生ずる「歪み」と捉え、少年が自らの抱える問題を克服し成長しうる力と可塑性に依拠しつつ、権利の剥奪ないし制限そのものを本質とする刑罰をできるだけ回避し、教育的な措置を講じてその問題性の解決を援助し、調和のとれた成長を確保するという方策をとっているのである。これによって少年の更生と再犯防止がはかられ、その結果として社会の安全も確保されることとなる。このように、少年と成人とを区別して取り扱い、少年に対しては刑罰よりも保護や教育を優先すべきであるという思想は、欧米諸国でも見られるところであり、わが国の憲法および子どもの権利条約の要請にも適うものである。

近時の非行を犯した少年たちを見ると、ある者は、劣悪な環境下で保護者からの十分な愛情を受けられず、あるいは保護者やそれ以外の者からの被害・虐待を受けるなどするなかで、自尊感情を持てるような心理的基盤を得ることができないままに成長し、ましてや他人を尊重することもできない状態にあり、またある者は、周囲の期待に応えようと、自己の感情を著しく抑制して「良い子」を演ずることによって、強い精神的ストレスを抱えているなど、様々な要因から内面に問題を抱えている。少年法は、このような少年たちに対し、個々の少年の抱える問題性に応じた個別的な教育を優先することによって、内面的な問題の克服をはかり、少年の更生と健全育成を実現することを目的とするのである。

(2) 少年審判手続

少年が罪を犯した場合等の少年司法手続には、以上のような保護主義の観点から、刑事裁判手続と異なる次のような特徴がある。

ア 職権主義的審問構造・手続の非公開

刑事裁判手続においては、真実発見のため、被告人・弁護人と検察官が対立する訴訟当事者として攻撃防御を尽くし、裁判官は中立的な立場から判断するという当事者主義的な訴訟構造が採用されており、憲法に基づき、その審理は公開で行われることが求められている。

これに対し、少年審判手続では、少年の健全育成、保護・教育のために、非行事実自体はもちろんのこと、非行に至った動機・背景、少年の家庭内の事情、本人の生育歴、性格的な問題点などを正確に把握することが必要となるため、秘密

主義，手続の非公開，個別審理，科学的な調査の活用，教育的配慮等が特徴とされており，審判の方式も，要式性や対立構造を排した職権主義的な審問構造が採用されている。

イ 身体拘束および心身鑑別・社会調査

刑事裁判手続において，被告人は，罪証隠滅のおそれや逃亡のおそれがある場合には，裁判所の勾留決定により身体を拘束される。

これに対し，少年審判手続における少年は，裁判所の観護措置決定により身体の拘束を受けることがあるが，観護措置の目的は，勾留とは異なり，少年自身ないしその環境に問題の多い少年について，一定期間少年鑑別所に収容して生活をさせ，その間に心身の鑑別等を行って，少年や環境の持つ問題性を抽出し，適正な審判の実施に資するところにある。

さらに，少年審判手続では，刑事裁判手続には存在しない制度として，調査官制度を採用している。調査官は，家庭裁判所に所属し，家庭裁判所におけるケースワーク的機能・福祉的機能の重要な担い手として，少年やその保護者と直接面談し，非行に至った動機・背景，少年の家庭内の事情，本人の生育歴，性格的な問題点などを正確に把握するとともに，そのプロセスを通じて，少年の要保護性の低減のための働きかけを行い，その少年の更生のために重要な役割を果たしている。

(3) 少年院における処遇

少年審判において，保護観察などの社会内における処遇では少年の更生をはかることが困難と考えられる場合には，少年は少年院に収容されて矯正教育を受けることになる。少年院における処遇は，少年法の保護主義に基づく保護処分のひとつであり，以下に述べるとおり，刑務所における刑罰の執行とは様々な面で内容を異にしている。

ア 処遇の内容

刑務所は，刑罰を執行するための施設であり，職員の主な仕事は，収容者が問題なく刑務作業に励むよう「管理」することにある。少年刑務所についても，収容者が若年であることから，教育にも一定程度の配慮をしているというにすぎず，その処遇内容は基本的に他の刑務所と異なるところはない。職員の職務内容も，工場担当・法務教官・心理技官・夜勤などと，分業体制となっている。

これに対し，少年院は，保護処分として少年に「教育」を行うための施設であり，すべての職員が教育的な配慮をもって少年に接している。職員についても，寮担当が個別担任となり，また，ときには職業補導も行うという形で，教育部門の職員は少年の全生活を把握しており，決められた個別面接の時間にとらわれず，様々な場面で個別に指導を行うことができるようになっている。夜間においても，毎日，集会活動や様々なテーマを設定したワークショップが実施されるなど，集団での処遇がなされている。少年院で最も力を入れているのが，全少年を対象とした生活指導であり，少年が非行に至った原因となった問題性の除去を目指した意欲的な取組がなされているのである。

イ 処遇の体制

少年刑務所の収容人員は数百人から千数百人であるのに対し、少年院の収容人員は90人から150人程度である。職員数についても、実際の収容者数に対する職員数の割合で見ると、少年刑務所では2割から3割弱であるのに対し、少年院では3割強から9割程度（注：9割は医療少年院）となっている。このように、少年院は規模が小さく、収容者数に対する職員数の割合も高いため、全ての職員が全ての少年の個性や心情を把握することが可能であり、刑務所における管理とは異なり、ある種の家族的な雰囲気の中での収容者一人一人に気を配った密度の高い個別処遇を行うことが可能となっている。

また、職員の配置や勤務態勢についても大きな違いがある。刑務所では、職員の業務分担や配置が細分化され（企画、教育、工場担当など）、日勤職員と夜勤職員とにも分けられており、基本的に自分の担当部分以外で収容者と接点を持つことはない。これに対し、少年院においては、職員が弾力的に配置されており、教育部門の職員は、夜間の寮担任もすれば、午前には教科教育を行い、午後には職業補導の指導をするなど、様々な役割を担っている。また、日勤職員と夜勤職員の区別がなく、全ての職員が約1週間に1回は夜勤を担当している。これにより、全ての職員が必然的に施設内の全ての少年と何らかの関わりを持つことになり、同じ職員が、その少年の寮での生活を見ることもあれば、職業補導の場面を見るというように、少年の全生活を把握できることになる。このことにより、その少年の心情の変化を細かく察知し、きめ細かい処遇を行うことができるのである。

ウ 少年と成人の分離

少年刑務所では収容者のほとんどが若年成人であり、少年受刑者の数は極めて少ない。このため、多くの少年刑務所では、工場での刑務作業時にも成人受刑者と少年受刑者とが区別されていないのが実情である。この点、川越少年刑務所では、少年受刑者専用の園芸工場が設置されているが、共犯少年との分散などのため、一部の少年については成人と同じ工場に入れており、やはり成人との分離は徹底されていない。また、居室についても、少年受刑者用の棟があるわけではなく、少年受刑者の舎房の隣はそのまま成人受刑者の舎房となっている。

これに対し、少年院では、当然のことながら、少年が成人受刑者と接触する機会は全くない。

2 保護主義の有効性

保護主義の理念に基づいた、以上のような少年審判手続および少年院における処遇は、非行を犯した少年に対し、基本的には有効に機能している。

(1) 少年審判手続の有効性

ア 関係者による働きかけ

刑事裁判においては、対審構造をとり、審理の公開が原則である。したがって、検察官は少年と対立する公益の代表者として、検察官主張事実と異なる少年の主張を弾劾し、少年の責任を追及し糾弾せざるを得ないし、他方弁護人も、検察官

と対峙してその攻撃を防御し、必要な反撃を加えなければならない。このように、刑事法廷では、それぞれの立場が明確に形式化された中での攻撃・防御がテーマとなる。ときには、検察官と弁護人とで法律論等の応酬が延々と繰り返され、いわば「少年不在」の手續にもなりかねない。

これに対し、少年審判においては、刑事裁判のような対立構造は存しない。審判関係者がそれぞれ少年と向かい合い、少年の健全育成という目的に照らして最も必要と思われる働きかけを行うことができるのである。例えば調査官は、ある時は少年の内面を揺さぶってみたり、またある時は少年を励ましたりしながら、少年の更生意欲を呼び起こしていく。少年の付添人もまた、少年にとって真に必要なだと考えれば、少年に対して厳しい言葉をかけたり、裁判所に対してより重い処分について意見を述べる、といったことも可能なのである。

イ 関係者の資質・専門性

従来、少年が検察官送致決定を受け刑事裁判の被告人となる事案が少なかったこともあってか、刑事裁判を担当する検察官や刑事裁判官の中には、少年の特性や能力を十分に理解することなく、例えば、少年の言葉尻を捉えて批判し、「反省していない」などと責め立てたりする者が少なくない。

これに対し、家庭裁判所の裁判官は、様々な少年と接する機会も多いことから、少年の特性や能力に対する理解も深い場合が多い。さらに、心理学や教育学を専攻した専門家である調査官が、少年の要保護性調査を行い、その過程において少年に対する様々な働きかけを行うのであり、専門性に裏付けられた調査官の働きかけは、少年の健全育成をはかるうえで非常に重要である。そして、調査官のなした調査の結果は、少年鑑別所における鑑別の結果とともに、少年の問題性の把握や必要な処遇に関する科学的な資料として、裁判所の適切な処分決定を支えているのである。

ウ 手續の非公開

刑事裁判手續では、既に述べたとおり、審理は公開されるのが原則であり、被告人は法廷で傍聴人の眼に晒されることになる。

これに対し、少年審判は非公開であり、少年が審判廷で安心して自分の身上などについても話すことができるよう、和やかな雰囲気の中で行われる。裁判官をはじめとした関係者は、少年に自分の犯した罪を理解させ、その償いと更生のために何をすればよいのかを少年に考えさせ、また少年に心情を深く語らせていく。審判の手續を通じて少年の内省が進んでいき、少年自身が立ち直ろうという更生の意志をより強くしていくのであり、その手續において要保護性の低減が進んでいくことも期待されているのである。また、審判手續が公開されないことにより、家族関係などのプライバシーに関することも審判廷で明らかにすることが可能となり、裁判所は全ての事情を考慮して適正な処分を決することができるのである。

この点について、非公開の少年審判は少年に甘いのではないか、公開法廷における厳しい追及こそが反省を促し更生に資するのではないか、との意見もある。しかし、少年が真に内省を深めるには、事件を振り返りながら自分の問題点や被害の大きさを見つめ直す作業が必要であり、そのためには、少年の防衛機制を解

いて心を開かせ、内心を明らかにさせながらじっくりと考えることができる手続でなければならず、そのためにも、手続が非公開であることは極めて重要なのである。

エ 身体拘束の期間

刑事裁判においては、被告人の身体拘束期間に上限はなく、少年の場合でも身体拘束が1年以上に及ぶ場合が少なくない。この場合に少年は、代用監獄や拘置所において、何ら教育的働きかけのないまま、極めて長期間にわたって身体拘束を受け続けることになる。

これに対し、少年審判においては、観護措置による身体拘束は最大で8週間であり、その間には、少年鑑別所の職員や調査官などから様々な教育的働きかけを受けることになる。長期間の身体拘束は、成長過程にある少年の心身に対して悪影響を与えるとともに、社会復帰を困難にさせるおそれ大きい。短期間に集中的な働きかけをする少年審判は、少年の円滑な社会復帰を可能とし、更生に資するものである。

オ まとめ

以上のとおり、少年審判手続は、柔軟な対応を可能とする職権主義審問構造の下で、非公開の手続により、専門的な資質を有する関係者が少年に対して様々な働きかけをなし、少年の要保護性の把握と低減をはかるとともに、科学的な調査等に基づく適切な処分を可能とするものであり、非行を犯した少年に対する手続として極めて有効である。

(2) 少年院における処遇の有効性

ア 処遇の内容

前述したとおり、少年院では、少年が犯罪を犯すに至った原因を除去するために徹底した「教育」的処遇を行い、さらに、社会復帰の段階では、犯罪を犯さずに更生の道を歩めるよう、一定の援助を行っている。具体的には、寮父（教官）と少年との人間的触れ合いを通じて、自分を見つめ他人を思いやる気持ちを育てる教育、勤労の習慣と社会生活に必要な職業知識及び技能を身に付け、有用な職業資格を取得させる教育、非行にかかわる態度及び行動面の問題性に対する集中的な指導などである。このような少年院の処遇が、非行を犯した少年の更生にとって有効であることについては、ほぼ異論のないところであろう。

イ 処遇の体制

これも前述したとおり、少年刑務所と比べて少年院は小規模であり、収容者数に対する職員数の割合も高い。したがって、全ての職員が全ての少年の個性や心情を把握し、一人一人に気を配ったきめ細やかな個別処遇を行うことが可能であり、様々な内面の問題を抱えた発達途中の少年を更生させるうえでは、非常に有効である。また、少年院の場合には、少年刑務所とは異なって成人受刑者からの悪風感染のおそれがないことも、少年の更生にとって極めて重要である。

ウ 特別に問題性の大きい少年の処遇

近時、非行の結果が極めて重大な事件において、少年の精神面等に重篤な問題点がある場合が少なくなく、そういった特に問題性の大きい少年の処遇が、重大

な問題となっている。

この点、いわゆる神戸児童連続殺傷事件では、家庭裁判所における精神鑑定によって、少年の性的サディズムが指摘されたが、少年が送致された関東医療少年院では、特別のチームを組んだ処遇が効果を挙げ、少年が無事に社会復帰を果たしている。近時問題とされている発達上の障害も含め、少年が内面に抱える重大な問題性を除去し、円滑な社会復帰と再犯防止をはかるうえで必要な処遇を行うためには、医療・心理・教育などの専門的なスタッフを十分に配置した特別な体制を組む必要がある。このような対応は、精神科医が複数常駐し、精神に問題を抱えた少年の処遇にも十分対応できるスタッフを抱える医療少年院だからこそ可能なのであって、収容者に刑務作業を科すことを目的とし、職員数も極めて限られている少年刑務所では、そのような対応は到底不可能である。

エ 少年刑務所における「処遇の個別化」「処遇内容の多様化」について

なお、2000（平成12）年の法「改正」を受け、少年受刑者の増加に対応するための方策として、川越少年刑務所などでは、少年院の処遇をモデルにしつつ、個別担任制の導入や個別処遇計画の作成などの「処遇の個別化」、
「処遇内容の多様化」に取り組んでいるとされている。

しかし、そのような取り組みがなされたからといって、少年刑務所でも少年院と同様の処遇ができるというわけではもちろんなく、非常に限界があると言わざるを得ない。教育の時間が限定されることや、刑務作業に従事する収容者の管理を重視せざるを得ないことなどは、刑罰を執行する施設であるが故の当然の限界であるし、収容者の大半が成人受刑者であり、職員数も十分ではないため、少年受刑者に個別の働きかけを行うための職員が確保できないこと、夜間に充実した教育を行うことができないこと、成人と十分に分離できないことなどの限界も存する。

前述した少年院における処遇は、処遇に関わる全ての職員が少年の生活全般を見守りつつ少年を教育していくという点に最大の特徴を見いだすことができよう。しかし、大規模施設で職員の分業化も進んだ少年刑務所では、そのような処遇を実現することは到底不可能なのである。

オ まとめ

以上のとおり、少年院における処遇は、少年が内面に抱える問題性を除去するため、様々な方法により教育を施すものであり、職員の体制も少年刑務所に比べて充実しており、非行を犯した少年の処遇として有効である。

この点、平成17年版犯罪白書によれば、刑務所を出所した成人受刑者が出所後5年間に再入所した割合は、全体で49.9%であるのに対し、少年院出院者が出院後5年間に再入院した割合は、概ね15から16%程度であり、少年院を最終出院してから5年間に少年刑務所に入所した割合は、9%程度である。単純な比較は無理としても、これらの結果からすれば、少年院の処遇が、収容者の更生に相当程度有効であり、刑務所に比しても処遇効果が大きいということが言えるであろう。

ところが、2000（平成12）年の法「改正」においては、「加害少年への

『保護』ばかりを重視して甘すぎるのではないか」「人を殺しても1, 2年で社会に復帰できるのはおかしい」などといった議論があった。しかし、少年院での処遇は、既に述べたように、少年の内面に対して徹底的に働きかけ、少年が抱える問題性を除去し、「性格を矯正」（法1条）するための教育を施すのである。少年にとってみれば、朝起きてから床につくまで、ひたすら自分の問題点と向き合わされ、自己の内面に深く踏み込まれながら、性格の矯正を図るさまざまな働きかけを受けなければならないのであり、自身の問題点が改善されなければ、なかなか進級できず、退院も遠のくのであって、決して「甘い」処分とは言えない。また、そのような矯正教育を受ける期間を、自由を剥奪されて刑務作業に従事するだけの期間と単純に比較することもできないであろう。少年に対して徹底的な矯正教育を施して円滑に社会復帰させることこそが、少年の再犯を防止し、ひいては安全な社会を実現することにもつながるものと考えられる。

なお、2000（平成12）年の法「改正」では、少年であっても厳しく処分されることを明示して少年に自制と自覚を求めるといふ、いわば一般予防的な目的が掲げられた。しかし、ほとんどの少年は、少年法の内容を知らないのが実態であろう（例えば、2005年3月20日付西日本新聞朝刊によれば、福岡市内2校の中学1年生226人を対象に行った意識調査において、少年法という法律を知っている生徒は34.9%にすぎず、7割近くの生徒は、そもそも少年法の存在を知らなかった。また、「罰を重くしても少年犯罪は減らない」と考える生徒は、全体の74.7%に達している）。少年事件の処遇を一般予防効果の点から考えることには、理論的に無理があると言わざるを得ない。

3 保護主義の理念と2000年の法「改正」

以上に述べたとおり、少年法の保護主義の理念に基づいた、少年審判手続および少年院における処遇は、非行を犯した少年らに対して相当程度の効果を挙げてきたものであり、今日の少年非行に対しても有効に機能するものである。ところが、2000（平成12）年の法「改正」に至る経過においては、保護主義の理念についての議論や現行手続の有効性に関する検証が全く不十分なまま、極めて拙速な対応がなされたものと言わざるを得ない。

すなわち、2000（平成12）年の法「改正」に至る経過を見れば、まず、山形明倫中事件に関し、家庭裁判所の実事認定能力に疑義が示されたのを契機として、法制審議会における審議の結果、「少年審判における事実認定手続の一層の適正化を図るための少年法の整備等に関する要綱骨子」が答申され、検察官の審判関与などを内容とする内閣提出法案が国会に提出されたが、衆議院の解散により廃案となった。しかしその後、与党3党による協議の結果、急遽、検察官送致可能年齢の引き下げやいわゆる「原則逆送」などの内容を盛り込んだ「少年法等の一部を改正する法律案」が議員提案され、衆参両議院でそれぞれ実質わずか数日間の審議により、可決成立するに至ったのである。

国会審議の内容をみても、少年非行の動向をどう見るか（凶悪化・増加の傾向に

あると見るか否か)、法「改正」によっていかなる効果が期待できるのか(少年に対する一般予防効果が期待できるか)といった立法事実に関する科学的な議論や、少年法がうたう保護主義の理念との整合性という最も基本的な点に関する議論さえ、ほとんどなされていないといっても過言ではない。ましてや、検察官送致可能年齢引き下げの前提としての、16歳未満の年少少年に関する児童精神医学的あるいは心理学的な検討や、検察官送致後の少年被告人に対する刑事裁判のあり方についての検討、さらに、少年に対する刑事処分のあり方を含めた処遇面での検討なども、全くといってよいほどなされていない。とりわけ、保護処分の処遇効果に関し、少年院などの処遇現場の声がほとんど国会審議に反映されていない点は、極めて大きな問題であったといわざるを得ないのである。

第3 捜査の改革と審判における適正手続の確立

職権主義的審問構造に基づく少年審判手続は、裁判所の職権行使の在り方如何によっては、不公正な審判により少年の人権を侵害するおそれがある。

以下では、少年司法手続における適正手続の必要性を踏まえたうえで、2000（平成12）年法「改正」による「事実認定の適正化」を検証し、捜査の改革と少年審判における適正手続の確立について意見を述べる。

1 少年司法手続における適正手続保障の必要性

前述したとおり、現行少年法は、保護主義の理念を審判手続に反映させるため、職権主義的審問構造を採用している。手続の運用は裁判官に委ねられ、その手続は非方式かつ柔軟なものとされている。このため、裁判官が一步その運用を誤ると、少年の人権を侵害するおそれを孕んでいる。

特に、少年が非行事実を争う場合においては、少年審判手続において予断排除原則や伝聞証拠排除法則などが採用されていないため、違法・不当な取調べに基づく誤った自白など、捜査官の収集したあらゆる証拠がそのまま審判手続に持ち込まれてしまうことになる。これに対し、少年側には反対尋問権の保障もないことから、少年審判手続は少年にとっては極めて不公正な手続に転化する可能性があるのである。

実際、非行事実が激しく争われた重大事件においては、捜査機関が大々的に補充捜査を行い、その証拠が再びなんらの規制を受けることなくそのまま審判手続に持ち込まれて少年を追及する資料とされており、少年の防御権が危殆に瀕している。

2 2000年法「改正」による「事実認定の適正化」の検証

少年審判における「事実認定の適正化」という問題は、いわゆる山形明倫中事件を契機として盛んに議論されるようになった。抗告審で原審の認定と異なる判断が示されるなどしたことにより、家庭裁判所の事実認定能力に疑問が示された。これを受けた法制審議会の審議では、「少年と裁判所の対峙状況の回避」と「証拠の吟味における多角的視点の確保」を目的として、検察官の審判への関与を認める「要綱骨子」がまとめられた。その後の議員提出法案では、検察官関与対象事件の範囲が狭まるなどしたものの、山形明倫中事件を立法事実とする「事実認定の適正化」については、法制審議会での議論が骨格においてそのまま維持されたと言ってよい。

しかし、山形明倫中事件については、被害者の遺族が提起した民事訴訟において、2002（平成14）年3月19日、山形地方裁判所が、少年らの「自白」について、これを裏付ける客観的証拠はなく、却って客観的証拠に矛盾するなどとして、その信用性を否定し、非行事実はなかったとして請求を棄却する判決を下した。同判決は、当時7少年が14歳以下だったにもかかわらず、保護者などの立ち会いがない状態で長時間、過酷な取調べを受けていたことなど、問題のある捜査が行われていたことを指摘した。これに対し、2004（平成16）年5月28日、仙台高等裁判所は、原判決を破棄し、被害者遺族の請求を認容する判決を下し、その後最高裁において確定

している。この山形明倫中事件では、少年らは捜査段階で「自白」したが、決め手となる物証がなかった。家裁での審判や抗告審・再抗告審、さらには再審請求審や民事訴訟において、非行事実の存否が全面的に争われたが、結局のところ、少年らの「自白」の信用性をめぐる審理が延々と繰り返されてきた、と言って過言ではない。

このような事件で非行事実を適正に認定するためには、検察官の審判関与など少年審判段階の改革だけでは殆ど意味がなく、むしろ、少年の供述の信用性を担保するための規定を整備するなど、捜査段階における改革こそが必要である。特に、密室の中で行われる取調べ過程を録画・録音等することにより、捜査を可視化していくことが極めて重要である。これに対し、捜査段階について全くメスを入れないまま、少年審判への検察官関与を認めた「改正」法は、却って成人の場合以上に冤罪のおそれを高めるものであり、少年審判における事実認定の適正化に資するものとは言い難い。

3 捜査の改革

(1) 捜査段階の問題点

わが国の捜査における最大の問題は、自白偏重の考え方のもとで取調べ中心の捜査がなされることにある。少年被疑者が事実を否認する場合には、ときに暴行や偽計を含む無理な取調べによって少年から誤った自白を採取し、その裏付け捜査も不十分なままに、事件が家庭裁判所へ送致されてしまう例が少なくない。

そして、このように少年が誤った自白をしてしまう要因としては、少年が逮捕・勾留等によって身体を拘束されていることの影響や、捜査段階において弁護人による法的援助を受ける権利が保障されていないことが挙げられる。

(2) 当連合会の改革意見

このような状況を改善するため、当連合会はかねてより、少年司法の事実認定に関する制度改革を論ずるには、審判段階にとどまらず、捜査段階についても焦点をあてるべきであると指摘しており、1998(平成10)年7月には、子ども的人権に関する国際準則にのっとり、少年事件の捜査において改革すべき点について、概ね以下のように提案している(「少年司法改革に関する意見書」、以下「98年意見書」という)。

被疑者段階での国選弁護制度の実現

少年に対する取調べの規律

- ・取調べに際しての告知事項
- ・保護者・弁護人の立会等
- ・取調べ過程の可視化

など

少年の身体を拘束する要件の厳格化

- ・逮捕の要件の厳格化・明確化
- ・身体拘束の場所
- ・勾留の制限

など

(3) 被疑者段階での国選弁護制度の実現

このうち、被疑者段階での国選弁護制度については、2006（平成18）年10月から、成人被疑者ととも少年被疑者についても導入されることとなった。同年からは、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪に係る事件について、2009（平成21）年からは、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件について、いずれも国費で弁護人が選任されることになる。

しかし、同制度は被疑者の請求をまって弁護人を選任する制度が基本となっているところ（少年被疑者については裁判所の裁量選任がある）、当連合会が行ってきた当番弁護士制度の運用実績をみる限り、少年被疑者は成人被疑者に比べて弁護人請求の割合が低く、また、弁護士の受任件数の割合も成人被疑者に比べて低いことから、はたして少年被疑者の国選弁護人請求がどれほどになるのか、不透明な面が否定できない。運用実績を見たとえ、必要的選任事件の法定化なども視野に入れつつ、少年被疑者の請求を実効化していくための方策を検討していくことが必要である。

(4) 捜査の可視化

また、刑事公判手続において裁判員制度が導入されることになったことに伴い、捜査の可視化に関する論議が活発化しているが、当連合会は、少年捜査手続の改革について、成人のそれと同時でなければ実現できないとか、刑事司法全体の改革が先であるという立場には立ってはいない（98年意見書4頁）。少年被疑者は精神的に未熟であり自己防御力に乏しく、取調官に迎合するなどして誤った自白をしやすいこと、少年審判手続は伝聞証拠排除法則もなく審理期間にも制約があることなどからすれば、少年事件の捜査においては、成人の場合以上に取調べ過程を可視化する必要性が高いともいえ、捜査の可視化は一日も早く実現すべきである。

この点について、当連合会では、取調べの録画または録音に関し、同一記録媒体を2つ使用して記録しなければならないとする等の刑事訴訟法改正案を策定している（2003年12月）。国会の衆参両院法務委員会においても、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議において、格段の配慮をすべきこととして「録画ないし録音による取調べ状況の可視化などの検討」が挙げられている。捜査の可視化は、捜査段階における喫緊の課題である。

(5) 少年の特性に配慮した規定

以上のほか、少年の特性に配慮した規定として、少年に対する取調べの規律（任意の出頭要請の際には出頭が義務的ではないこと等を明示する、取調べの際に保護者・弁護人の立会を求める権利があること等を少年に告知する、少年が保護者・弁護人の立会を求める権利を任意に放棄した場合を除き立会なしの取調べを禁止するなど）について定めるとともに、少年の身体を拘束する要件の厳格化（逮捕の要件を厳格化・明確化する、逮捕後の少年の身体拘束は成人と完全に分離された施設を用いる、勾留に代わる観護措置を原則化しその要件を厳格化・明確化するなど）について定めることが必要である（98年意見書7～11頁）。

4 少年審判における適正手続の保障

(1) 少年審判手続の問題点

前述したとおり，現行少年法は職権主義的審問構造を採用するとともに，予断排除原則や伝聞証拠排除法則などを採用していないため，捜査官の収集したあらゆる証拠がそのまま審判手続に持ち込まれて証拠とされ，少年にとっては極めて不公正な手続に転化する可能性がある。実際，非行事実が激しく争われた事件において，捜査機関による補充捜査の資料がそのまま無制限に審判に持ち込まれて証拠とされるなど，少年の防御権は危殆に瀕している。

(2) 当連合会の改革意見

このような状況を改善するため，当連合会は，少年審判手続における適正手続の保障について，以下のような点を提案している（前出「98年意見書」）。

適正手続保障の中核としての国選付添人制度

証拠の吟味および排除に関する制度の創設

・原供述者への証人尋問の保障

・違法な勾留や立会要求を拒絶したもとで作成された自白調書の排除

など

違法な補充捜査の結果としての証拠の排除

審判手続のより厳格な方式化

・観護措置決定時や調査開始時における付添人選任権の告知等

・書面による少年・保護者および付添人への送致事実の告知

など

抗告制度，再審制度の整備および非行事実なし決定等の一事不再理効の明記など

(3) 国選付添人制度

2000（平成12）年の「改正」法は，国選付添人制度を設けたものの，当連合会が望んだように否認事件全件で必要的に弁護士付添人を選任するというものではなく，故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた罪，死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪だけに対象事件を限定し，さらに検察官関与決定があった場合にのみ必要的に弁護士付添人が選任されるというものであり（法22条の3），少年の権利の保障として十分なものとはいえない。

その後，一定範囲の事件について，法17条1項2号の観護措置決定を受けた少年に弁護士である付添人がない場合において，裁判所が，事案の内容，保護者の有無その他の事情を考慮し，審判の手続に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるときは弁護士である付添人を付することができる，との規定を盛り込んだ「少年法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されたものの，現時点では制度の実現に至っていない。仮に実現するとしても，上記法律案と同様，一定の範囲の事件で少年が観護措置決定を受けた場合に，裁判所の裁量により弁護士である付添人を選任することができるという制度が予想され，対象範囲が限定されている点において，憲法34条，37条，31条の趣旨に照らして十全なものとは評価しがたい（なお，付添人が選任された場合の効力は，少年が釈放されても審判終局までは

失われないものとすべきである)。そのような制度が実現したとしても、これまで財団法人法律扶助協会において実施してきた少年保護事件付添人援助制度の援助実績を相当程度下回る件数であることが予測されるのである。

前述のとおり、2006(平成18)年10月からは被疑者国選弁護制度が開始され、2009(平成21)年にはその対象が必要的弁護事件で身体拘束された被疑者にまで拡大される。これらの対象事件では、身体拘束を受けた少年の被疑者についても、国選弁護人が選任される事案が多くなるものと思われるが、そのときに、家裁送致後も引き続き少年が弁護士付添人を選任できる制度を構築しなければ、少年は家裁送致後審判までの間に弁護士からの法的援助を受けられないことになり、憲法が認める権利の保障としては極めて不十分と言わざるを得ない。よって、被疑者国選制度に対応し、必要的弁護事件について観護措置決定で身体を拘束された少年に公費で付添人の選任を認める制度を早急に実現すべきである。当連合会としても、これに対応する態勢づくりを進めているところである。

(4) その他の適正手続保障

2000(平成12)年の法「改正」において、観護措置決定に対する異議申立制度(17条の2)および保護処分終了後においても保護処分取消制度(27条の2第2項)が設けられたことは、当連合会としても評価するところである。さらに、少年審判規則において、少年に対する適正手続の保障として、観護措置決定時に、供述を強いられることはないこと、および付添人を選任することができることを告知すること(19条の3)、第一回審判期日の冒頭に供述を強いられることはないことを告知すること(29条の2)、証拠調べの申出(29条の3)および付添人の少年本人発問の申出(29条の4)、追送書類等に関する通知(29条の5)が設けられたことも、評価できる。

ただし、これらの規定に関しては、職権主義的審問構造に影響を及ぼさないよう、権利性はいずれも認められていない。実際の「改正」法下での否認事案では、弁護士付添人が取調官や目撃証人の証人尋問の申出をしても、裁判官はこれらを採用せず、捜査段階で採取された供述録取書だけで事実を判断されてしまう、という事態に直面し、困惑している。確かに、流山中央高校事件において最高裁は、「少年保護事件の事実認定にあたって、証拠調べの範囲、限度、方法の決定は、家庭裁判所の合理的な裁量に委ねた趣旨と解すべきである。」と判示し(最高裁判所昭和58年(し)第77号事件昭和58年10月26日第一小法廷決定)、少年側に有利な方向での職権証拠調べ義務について一定の方向を打ち出してはいるが、証人採用が却下された場合にこれを抗告審で争った場合でも、上記決定は結局は原審の判断を救済する方向にしか機能せず、不徹底といわざるを得ない。そこで、職権主義的審問構造の中でも、少年側の証人尋問請求に権利性を認めるべきである(98年意見書14~15頁)。

また、予断排除原則、伝聞証拠排除法則などが採用されていないため、捜査官の収集したあらゆる証拠がそのまま審判手続にもち込まれる構造は、何ら改善されおらず、少年にとって極めて不公正な手続に転化する可能性があることは依然として続いている。捜査官の収集した証拠がそのまま審判廷に持ち込まれるのである以

上、前述した捜査段階の可視化が必要不可欠であるし、仮に可視化が図られたとしても、違法な勾留や保護者・弁護人の立会要求を拒絶した状況のもとで作成された自白調書の排除、および違法な補充捜査の結果としての証拠の排除など、適正手続を保障するための証拠法則に関するルールが法制化されるべきである（98年意見書15～19頁）。

第4 2000年「改正」法の運用実態と問題点

当連合会では、少年法の理念を護り発展させる立場から、付添人活動をより一層充実させるとともに、施行後5年経過時の見直しに資するため、「改正」法の運用実態について全国的な調査を進めてきた。

以下では、当連合会による運用実態調査の結果および最高裁判所事務総局家庭局が発表している運用の概況に基づきながら、2000（平成12）年の法「改正」で変更された点につき、その問題点と改善意見を述べる。

1 検察官送致可能年齢の引き下げ

（1）運用状況

16歳未満の少年が検察官送致されたのは、3人（2件）、いずれも15歳の少年である。

このうち1件は、15歳の男子少年が33歳の成人男性及び16歳の男子少年と共に犯した強盗強姦等保護事件（福島家裁郡山支部）であり、もう1件は、15歳の男子少年2名が暴走族の先輩らと共に犯した傷害致死保護事件（水戸家裁下妻支部）である。

（2）問題点

現在までのところ、社会的に注目された重大事件であっても、上記2つの事件以外、16歳未満の少年が検察官に送致された例はない。家庭裁判所における実務の大勢は、16歳未満の少年を検察官に送致することに対し、相当に慎重かつ謙抑的であると言ってよいであろう。刑事裁判の実情とそれが年少少年に与える深刻な悪影響を考えたとき、年少少年の検察官送致に謙抑的な裁判実務の姿勢は、積極的に評価できる。今後も、そのような姿勢が貫かれるべきである。

他方、上記2つの事件については、家庭裁判所の判断等に重大な問題があると言わざるを得ない。まず、上記強盗強姦等保護事件では、審判期日の2日前まで付添人が選任されていなかった。少年の権利保障という観点から極めて問題である。そして、調査官（共同調査）は、少年の要保護性について十分な調査を尽くすことなく、「被害者を思えば、一重に少年が更生すればそれで良しというものではない」などとして刑事処分相当の意見を述べ、これを受けた審判官も検察官送致決定を下した（なお、検察官と少年鑑別所の処遇意見は「少年院送致相当」であった）。少年に保護処分歴がないこと、成人共犯者からの影響・支配といった点からすれば、

調査官の意見と検察官送致決定には重大な疑問が残る。

また、上記傷害致死保護事件では、審判官が「暴走族は犬のうんこより悪い」「君たちはリサイクルできない産業廃棄物以下だ」などと発言したことが社会的にも問題となった。そして、同事件で検察官送致された3名の少年（15歳2名、16歳1名）については、その後の刑事裁判（水戸地裁）において、家裁係属歴が全くないことや、暴走族の先輩から指示されて受動的な側面があったことなどを理由として、3名全員が法55条に基づき家庭裁判所に移送される結果となっている。

上記2例はいずれも、法「改正」の立法事実とされた事件（神戸の連続児童殺傷事件や大分の一家殺傷事件など）とは、その重大性において明らかに異なると言えるであろう。このような事件における16歳未満の少年に対する検察官送致決定には、看過しえない問題点が存すると言わざるをえない。

そして、検察官送致後に起訴された上記強盗強姦等保護事件の少年は、傍聴者が多数詰めかけた公開法廷に怯えた様子であり、極度の恐怖・緊張のあまり顔を上げることすら容易にはできず、被害の重大さが重くのしかかり、尋問に対する答えも傍聴席からは聞き取れないほど小さくか細い声であった、と報告されている。尋問においても、弁護士や検察官から何を聞かれても「はい」と答えてしまうというような場面もあり、傍聴席の報道関係者からは、「やはり年少少年には刑事公判は無理だ」という声も聞かれたという。弁護士は、少年の心理等に配慮し、裁判所に対して少年と傍聴席との間に衝立を設置することや事件を早期に家裁へ移送するよう求めたが、裁判所はこれらをいずれも認めず、懲役3年6月から6年の実刑判決を言い渡している（その後確定）。

（3）見直しの意見

検察官送致可能年齢の引き下げは、いわゆる神戸連続児童殺傷事件や、大分での一家殺傷事件など、16歳未満の少年による「重大・凶悪」事件が続発したのを受け、旧法20条の但書が削除される形で新たに規定されたものである。しかし、これら立法事実とされた事件の重大性と照らし合わせたとき、上記2件における検察官送致決定には、極めて大きな疑問が残る。事件を担当した裁判官は、法「改正」やその背景とされた「少年に厳罰を求める世論」に過剰に反応し、被害者感情を重視するあまり、少年の要保護性を十分に検討しないままに、不当な検察官送致決定に至ってしまったものと言うほかない。

言うまでもなく、16歳未満の年少少年は、中学校に在学中もしくは卒業直後であり、精神的・身体的・社会的にも極めて未成熟である。司法手続に対応する能力も十分ではなく、刑事裁判および刑罰による感銘力も期待しづらい。そのような少年に、当事者主義に基づく公開の刑事裁判を受けさせ、少年院での矯正教育ではなく極めて長期間の刑務作業に従事させるべき事案が、果たして本当にあるのか、改めて問い直されなければならない。

そもそも、非行の初発年齢が低ければ低いほど、当該少年は被虐待歴など生育歴に問題を抱えているケースが多く、家庭などの生育環境に重大な問題が見られる場合が少なくない。そのような少年に対しては、本人の責任を追及することによって問題は解決されず、少年をとりまく環境など、少年を非行に至らしめた様々な要因

に対する適切な手当こそが必要とされるのである。

さらにまた、非行の結果が極めて重大な事案であればあるほど、16歳未満という年齢でありながら、そのような重大な非行に至ってしまった少年の抱える問題性は深刻である。そういった少年に対しては、処遇面においても、内面の問題性を除去するための十分な手当が必要なはずであり、刑事処分では対応することができない。例えば、神戸の連続児童殺傷事件の少年には、性的サディズムという内面的な問題があったことが判明し、医療少年院における手厚い処遇が長期間行われた結果、少年は社会復帰するに至った。しかし、少年刑務所ではこのような処遇を行う体制は全く不備であり、刑罰の執行施設という性質上からも不可能である。

このように、内面に重大な問題を抱えた年少少年を、公開の法廷で衆人の目に晒して裁き、刑務所での刑罰の対象とすることでは、問題は全く解決されず、かえって少年の抱える問題性は増幅され、より深刻な結果をも招きかねないであろう。

以上に関し、国連子どもの権利委員会は、刑事訴追の最低年齢が16歳から14歳に引き下げられたことが、子どもの権利条約並びに少年司法に関する国際準則の原則および条項の精神に基づくものではないとして、懸念を表明している（第2回最終見解53項）。さらに、同委員会は、16歳以上の少年を成人の刑事裁判所へ移送することについて、実務の廃止の観点から見直すことを求める旨を勧告している（同54項(d)）。16歳以上の検察官送致についてそうである以上、16歳未満の少年に対する検察官送致についても当然にその趣旨は妥当するものと解され、早急に法20条但書を復活させる方向で見直しをはかるべきである。

2 法20条2項による検察官送致（いわゆる「原則逆送」）

（1）運用状況

「改正」法施行からの4年間において、法20条2項に該当した少年は310人であり、このうち検察官送致決定を受けたのは190人（61.3%）である。

罪名別に「改正」以前の10年の平均と比較してみると、殺人が24.8%から57.1%、傷害致死が9.1%から56.1%、強盗致死が41.5%から71.7%と上昇しており、特に、傷害致死に関する逆送率の急激な上昇が顕著である。

（2）問題点

法20条2項の新設により、同項に該当する事件の審判では、以下に指摘するように、検察官送致という結果が強く意識された取り扱いがなされており、保護主義の理念が著しく後退している。

ア 裁判管轄における問題点

非行地を管轄する家庭裁判所が、事件を少年の住所地に移送することなく、そのまま審判手続を進めたという事例が見られる。これらの事例では、少年と保護者の面会などに支障を来しており、住所地から離れた家庭裁判所の調査官による調査も十全になされたか疑問が残る。このような手続が、検察官送致決定をした場合に非行地の管轄地方裁判所に起訴されることを見越しての措置であれば、本末転倒と言わざるを得ない。

イ 心身鑑別における問題点

少年鑑別所の鑑別結果通知書における処遇意見を見ると、法20条2項本文が「原則」、同項但書が「例外」とあるとの立場に立ち、結果の重大性を強調して「原則どおり刑事処分相当」とする紋切り型の意見が多い。非行歴が全くない少年に対しても、「例外にあたるほどの資質の偏りは見られない」などとして刑事処分相当の意見が出されてしまっているのである。中には、少年に精神的な問題があることを指摘しながら、「少年に大きな非行歴がなく、社会生活上大きな問題もなかったから、特に教育の必要はなく、刑事責任を果たすために逆送すべきである」とする意見さえ出されている。法20条2項本文が「原則」として強調するあまり、少年の資質を鑑別するという少年鑑別所の役割自体が失われつつある。

ウ 調査官調査における問題点

「改正」法施行直後に、調査命令が発せられることなく検察官送致決定がなされた事例があったが、その後そのような例は見られないようである。ただ、簡潔な調査票で刑事処分相当の意見を書いてしまおうとする調査官も見受けられ、法20条2項本文の検察官送致を原則であると考え、無力感を感じてしまっている調査官も少なくないことを窺わせる。

また、調査票の処遇意見を見ると、非行の結果や社会的影響がかなり重視される傾向にあり、従来であれば保護処分相当の意見が出されたと思われる事案であっても、刑事処分相当の意見が出される例が増加している。調査官が「改正前なら少年院送致だが法律が変わった以上逆送するしかない」と明言した事例もあった。調査官は、当該少年には保護処分が相当と考える事案においても、法20条2項の「解釈」に頭を悩ませており、中には「立法者が挙げた但書適用事例にあたらぬ」として「刑事処分相当」と結論付けた調査官意見もある。法20条2項の解釈が明確ではない故に、調査官が同項但書該当性を説得的に書くことができず、結果として刑事処分相当の意見を書かざるを得ない、という状況があるように思われる。そのような状況におかれた調査官が、法20条2項に該当する事案に直面したときに「結局は検察官送致になるのだから」と、いわば「思考停止」してしまい、少年の問題性を掘り下げて検討しないまま「刑事処分相当」の意見を書く、という危険な兆候が見受けられる。

この点で大きな影響を与えているのは、調査官に対して、結果の重大性や社会的影響等についても調査し、刑事処分を不相当とする理由についても明記するよう要求する最高裁家庭局の見解（最高裁事務総局「改正少年法等に関する執務資料（下）」）である。そこにいう「結果の重大性や社会的影響の調査」とは何を求めているのか（事件から間もない時期のマスコミ報道は、事件の表層的な部分だけを伝えることが少なくない）、それを少年の要保護性調査を職務とする調査官に要求することが妥当であるのか、疑問といわざるを得ない。また、刑事処分を不相当とする理由まで明記せよというのは、法文上求められる以上のことを調査官に要求するものであり、失当である。

以上のとおり、法20条2項がもたらした調査官調査への影響は極めて大きく、

少年の要保護性を十分に調査するという本来の在り方が大きく揺らいでいる。

エ 処分決定における問題点

審判における決定においても、非行の結果の重大性や社会的影響の大きさを強調するものが多く、結果として、重大事件における検察官送致決定率の顕著な上昇をもたらしている。全く非行歴もない少年を「法20条2項の例外にあたるほどの問題はない」などとして検察官に送致した例もあり、法20条2項を極めて形式的に適用する安易な検察官送致決定が少なくない。

また、罪名別にみると、前述したとおり、少年に被害者殺害の故意がない傷害致死の事案において、「改正」前との差が顕著である。たとえ加害行為に高度の危険性がなく、少年の非行性がさほど進んでいない場合であっても、実行行為に相当程度関与した少年は、よほどの事情がない限り検察官送致とされているのが実情である。また、集団暴行による事件の場合、中心人物は検察官送致にするという前提に立ち、「送致すべき主犯は誰か」といった観点から決定がなされている様子が窺える。

さらに、法20条2項に該当する事件において、但書が適用されて少年院送致決定が下される場合であっても、ほとんどの事案において「相当長期」などの処遇勧告が付されており、中には「5年以上」との処遇勧告が付された例もある。非行結果の重大性や社会的影響等を重視し、検察官送致となった場合とのバランスを考慮しての判断と思われるが、その結果として、少年院での過剰収容や収容期間の長期化による少年の意欲低下といった問題を引き起こしている。

(3) 見直しの意見

法20条2項が少年審判に与えた影響は極めて大きく、非行の結果の重大性や社会的影響が重視され、少年の要保護性に対する考慮が十分になされないという傾向が顕著である。このままでは、少年の健全育成という観点から、可能な限り刑罰を科すことなく教育的手段を尽くす、という保護主義の理念は重大な危機に瀕することになる。そして、結果が重大な事件での検察官送致が「原則」とであると強調されればされるほど、「全件送致主義の下で心理学や精神学等の諸科学の知見を活用して少年審判を行う」という家庭裁判所の機能自体が急速に形骸化し、家庭裁判所が地方裁判所の「下部組織」ともなりかねない。少年審判全体への悪影響が強く懸念される。

また、後に詳しく述べるとおり、現在の刑事裁判手続は、被告人である少年にとって極めて過酷で悪影響が大きく、また前述したとおり、少年院における処遇と少年刑務所における処遇との間には著しい格差がある。少年の健全育成をはかる見地からは、少年審判手続および少年院等での保護処分の方が少年非行に対しては妥当かつ有効である。

この点に関しては、国連子どもの権利委員会も、16歳以上の少年を成人の刑事裁判所へ移送することについて、実務の廃止の観点から見直すことを求める旨を勧告している(同54項(d))。

以上からすれば、法20条2項は直ちに削除されるべきである。

少なくとも、法20条2項と保護主義をうたった法1条とを統合的に理解するた

めには、法20条2項は、刑事処分が不相当な場合に限って保護処分を認める趣旨の規定ではなく、当該少年にとって刑事処分よりも保護処分が相当と認められる場合には検察官に送致しなくてよい、とする規定であると解釈すべきであり（その意味で検察官送致は「原則」ではない）、同項が新設された趣旨は、保護処分を選択する場合に家裁の説明責任を課した点にあると解され、同項但書はより広く適用されて然るべきものである。この点で、調査官に対して刑事処分を不相当とする理由についても明記するよう要求する前記最高裁家庭局の見解は、速やかに改められるべきである。

なお、法20条2項の判断方法について、「まず、事案内容において、少年についての凶悪性、悪質性を大きく減ずるような「特段の事情」が認められるか（立法過程で例示された「傷害致死事件に付和雷同的に追従した」「嬰兒を分娩して途方に暮れて死に至らしめた」等に当たるか、を検討し、そのうえで、20条1項に定める個々の要素を踏まえて、刑事処分とそれ以外の措置のいずれが相当か、を検討する」との見解が発表されているが（北村和「検察官送致決定を巡る諸問題」家裁月報56巻7号49頁以下）、まず外形的事実における「特段の事情」を要求し、さらに付和雷同的な関与について極めて例外を限定していることから、立法提案者さえ想定していないほど法20条2項但書の適用範囲を狭める解釈であり、妥当ではない。

3 検察官の審判関与と検察官による抗告受理申立

(1) 運用状況

「改正」法施行後4年の間に終局決定があった人員中、家庭裁判所において検察官関与決定があった人員は90人である。

また、同じく4年の間に検察官から抗告受理の申立がなされたのは5人であり、このうち、抗告審の結果、原決定取消・原審差戻となったものが3名、抗告棄却の結論ながら理由中で抗告受理申立にかかる罪名が認定されたものが1名、抗告棄却が1名となっている。

(2) 問題点

法「改正」で認められた検察官の審判関与は、「証拠の収集・吟味における多角的視点の確保」「裁判官と少年との対峙状況の回避」という目的で認められたものであり、検察官はあくまで「事実認定の協力者」としての地位に止まる。

しかし、実際の運用では、これら法の趣旨を逸脱した運用が見られる。

ア 検察官関与決定における問題点

訴追官としての立場を本来的職務とする検察官の関与は、審判手続の糾問化を招くおそれが大きく、特に「非行事実を認定するための審判の手続に検察官が関与する必要があると認めるとき」という要件の解釈如何により、検察官が関与する事件の範囲が拡大され、少年事件手続全体が「刑事手続化」し、保護主義の理念が大きく後退しかねない危険性がある。

実際に検察官関与決定がなされた事例を見ると、犯人性や共謀の有無などの客

観的事実関係に争いがあるもののほか、故意や積極的加害意思の有無といった主観面にのみ争いがある事案も見られる。しかし、検察官を審判に関与させなければ主観面の事実を認定できない事件がどれほどあるか、甚だ疑問である。さらに、適用法条等の法的評価に争いがあることを理由に検察官関与決定がなされた事例もあるが、事実関係に争いがない以上は検察官関与を認めるべきではない（最高裁事務総局「改正少年法等に関する執務資料（下）」も同様の考えに立つ）。

また、事実関係に争いのない事案では、検察官から家庭裁判所に対して関与の申し出があったものの、裁判所が関与決定をしなかったという例が少なくない。中には、検察官が「事件の重大性」と「将来審判廷で否認する可能性」を理由に関与を申し出た例もある。検察官は、法の趣旨を逸脱し、非行事実の認定に必要ではなくとも「公益の代表者」として審判に関与しようとしており、極めて問題である。裁判所の判断を見ても、事件の社会的影響の大きさを意識したためか、事実関係に争いが全くない事案でも検察官の関与を認めた事例が見られる。しかし、法「改正」に至る経緯を見ても、「身代わり」のような事案を除き、事実関係に争いがない場合に検察官関与は予定されておらず、そのような解釈は違法であり認められない（同旨、前出「改正少年法等に関する執務資料（下）」）。

イ 審判に関与した検察官の問題点

「改正」法施行直後には、検察官が要保護性の審理にまで立ち会ったという明らかに違法な事例が見られたが、当連合会の調査では、それ以降報告されていない。

検察官が関与した審判では、主に裁判官が少年に対して質問しており、検察官はほとんど発問しないことが多いようである。刑事裁判における訴追官とは異なり、審判での検察官が「事実認定の協力者」という役割・性格を有することからすれば、このような検察官の姿勢は当然とも言えるが、そもそも検察官を関与させる必要性が乏しい事例であったとも見ることができる。他方、数は多くないものの、少年に対して威圧的な態度をとって少年を糾弾する検察官も見受けられる。「懇切を旨として、和やかに行う」とされる少年審判（法22条）に関与する検察官の姿勢としては、極めて問題である。

また、事件の捜査を担当した検察官が審判に立ち会う場合、少年が審判廷で自由に発言できない状況が作出されるなど、問題が大きい。実際に、捜査段階で少年が暴行・誘導によって自白を強要された事案において、取調担当検察官が審判に立ち会った結果、自白調書がそのまま証拠として採用されてしまった例や、捜査担当検察官が審判を「監視」し、検察官送致後の補充捜査で少年に否認の撤回を迫ったという例も報告されている。

ウ 検察官が関与した場合の少年と裁判所との対峙状況について

検察官の審判関与を認める立法趣旨としては、「少年と裁判所の対峙状況の回避」がそのひとつとして挙げられた。実際に検察官が審判に関与した事案の中には、事実を争っている少年に対し、検察官はほとんど質問しないにも拘わらず、裁判官が少年の供述について糾問的な追及を執拗に繰り返し、少年が事実を認めないことに不満げな態度を隠さず、少年と裁判所との対峙状況は全く回避されな

かった，という例が報告されている。結局，少年と裁判所とが対峙する状況を回避できるか否かは，検察官関与の有無に関わらず，裁判所が少年に対しどのようにして向かい合うかにかかっているとえよう。

エ 検察官関与後の検察官送致について

裁判所が，審判に検察官を関与させたとえ，検察官送致決定をなしたという事例も見られる。その場合，その後の刑事裁判でもやはり検察官が関与しての手續が「繰り返される」ことになり，少年に二重の負担を強いることに対する疑問が払拭できない。

(3) 見直しの意見

訴追官としての立場を本来的職務とする検察官の審判関与は，保護主義の理念に基づく少年審判のあり方を大きく歪める危険性が高い。実際，前述したとおり，少年に対して威圧的な態度をとって少年を糾弾する検察官もあり，これに対して少年が萎縮して十分な供述ができなかったという事例が報告されている。また，検察官が審判に関与しても，裁判所と少年の対峙状況は全く回避されなかったという報告があり，検察官の審判関与によって裁判所と少年の対峙状況が回避されるかについては，大いに疑問がある。さらに，検察官は，重大事件に対して「公益の代表者」として広く関与しようとしているが，それは「証拠の収集・吟味における多角的視点の確保」「裁判官と少年との対峙状況の回避」という立法趣旨を逸脱する。

そもそも，職権主義的審判構造のもとで，伝聞証拠排除法則も採用されないまま検察官の審判関与を認めることは，非行事実を争う少年を圧倒的に不利な状況に置き，誤判による冤罪を生む危険性を高めることになる。「改正」法施行後に言い渡された，いわゆる山形明倫中事件や草加事件に関する民事訴訟の判決からすれば，家庭裁判所の少年審判で適正な事実認定が困難であったとされた事件においては，まさに警察・検察の捜査のあり方にこそ問題があったことが明らかになったというべきであり，「事実認定手続の適正化」としての検察官関与の立法事実そのものが大きく揺らいでいる。

よって，新たに検察官の審判への関与を認めた法22条の2は削除すべきであり，それに伴って，検察官による抗告受理申立を認めた法32条の4，検察官関与決定がなされた事件での不処分決定に関する一事不再理効を定めた法46条2項も併せて削除すべきである。

そして，非行なし決定に対する一事不再理効については，検察官の審判関与とは無関係に，これを認める規定を設けるべきである。

4 観護措置期間の特別更新

(1) 運用状況

観護措置の特別更新が行われ，「改正」法施行後4年間で終局決定のあったのは207人であり，平均期間は約43日（6週間と1日）となっている。

(2) 問題点と見直しの意見

長期間の身体拘束は，少年の社会復帰を困難にするばかりでなく，少年の精神面

等に対する悪影響が大きいと考えられる。実態調査によれば、裁判官，検察官，弁護士都合で証人尋問等の期日が調整できずに特別更新が認められた例が報告されているが，極めて問題である。実際に，少年が精神不安定になったという例も報告されており，観護措置が最大 8 週間まで延長が認められたことによる少年の精神的肉体的影響について，今後も検証を続けていく必要がある。

この点に関し，国連子どもの権利委員会は，審判決定前の身体拘束が 4 週間から 8 週間に延長されたことが，子どもの権利条約および少年司法に関する国際準則の原則及び条項の精神に基づくものではないとして，懸念を表明するとともに（第 2 回見解 53 項），自由の剥奪が最後の手段としてのみ用いられることを確保するため，裁判所の身体拘束を含めて身体拘束に代わる措置の利用を強化し，増加させることを勧告している（同 54 項(c)）。

少年審判で非行事実と争いがある事案であっても，そのほとんどは 4 週間で審理することが可能であり，そうでなくとも，必要に応じて観護措置の取消により対応できるのであるから，国連子どもの権利委員会の勧告に従い，速やかに従前の規定に戻し，観護措置期間を最大 4 週間とすべきである。

5 裁定合議制

(1) 運用状況

裁定合議決定があり，「改正」法施行後 4 年間に終局決定を受けたのは 1 4 3 人である。

(2) 問題点と見直しの意見

実際に裁定合議決定がなされた事案としては，重大事件での処遇選択に慎重を期するためという理由から合議決定がなされる場合が多いようである。それとともに，事実関係に争いがある場合に合議制が採用されることがあるが，審判に検察官を関与させなくとも適正な事実認定をなし得るという点で，積極的に評価することができる。

合議体による審理に対しては，慎重な審理がなされたという積極的評価がある反面で，審判期日調整の困難や，裁判官が事前のカンファレンスでの意見交換に慎重になり，カンファレンスが形骸化してしまっているとの消極的評価も少なくない。また，合議制が採用された場合には，3 人の裁判官が少年と対し，多数の関係者が狭い審判廷に同席することとなり，少年に対して威圧感を与えかねないという指摘もある。

よって，裁定合議制を認める裁判所法 31 条の 4 第 2 項は維持すべきであるが，その運用にあたっては，カンファレンスの意見交換を十分に行い，少年に対して威圧感を与えないよう十分に配慮し，審判を形式的な手続に終わらせることなく，少年に対する教育的効果が上がるような審判運営が求められる。

6 被害者への配慮の充実

(1) 被害者等による事件記録の閲覧・謄写および被害者等からの意見の聴取

ア 運用状況

被害者等から事件記録の閲覧又は謄写の申し出があったのは、「改正」法施行後の4年間で2318人であり、このうち2286人が閲覧又は謄写を認められている。認められなかったのは、審判開始決定がされなかった場合や、法定の申出資格がない者からの申出であったことによるものなどであったとされている。また、被害者等からの意見の聴取は、同じく4年間で申出人数672人のうち653人について実施されている。このうち、審判期日外で裁判官が聴取したのが306人、審判期日において裁判官が聴取したのが68人、調査官が聴取したのが379人である。このように、被害者等による事件記録の閲覧・謄写および被害者等からの意見の聴取は、いずれも申出数が相当数に上っており、例外的な場合を除いてほとんどが認められている。

被害者等からの意見の聴取に関しては、その内容が審判結果にも相当の影響を与えているようであり、特に、被害者が重大な被害を受けた事案では、意見の聴取がなされたことにより、非行結果の重大性や被害者感情が相当程度重視されている印象が強い。事案に応じた適切な意見聴取が行われたことにより少年の内省が深まったとの報告もなされている。

なお、被害者等からの意見の聴取とは別に、調査官の社会調査の一環として被害者に対する調査が実施される事例が相当増加している。被害者調査の意義そのものを否定するものではないが、少年の要保護性を調査する立場にある調査官が、被害者へ積極的に対応することを要求される結果、どのような立場で被害者に接し、いかなるスタンスで調査を進め処遇意見を書くべきなのか、調査官は非常に悩ましい立場に立たされているものと思われる。

イ 見直しの意見

これらの制度によって、被害者への配慮が進むこととともに、事案に応じて被害者等からの意見の聴取が適切に行われることにより、被害感情を受け止めて少年の内省が深まるなど、少年の更生にも資することが期待できる。よって、事件記録の閲覧・謄写を定めた法5条の2、3および被害者等からの意見の聴取を定めた法9条の2は、いずれも維持すべきである。

ただし、制度の存在を知らない被害者等もなお少なくないと思われ、制度の周知がより一層はかられる必要がある。また、被害者が制度を利用する機会を逸しないためには、利用者が手続の進行状況を知ることができなければならないから、当連合会が「犯罪被害者等基本計画案（骨子）に対する意見書」（2005年8月）で述べたとおり、被害者の請求により、被疑少年の送致先検察庁および送致年月日、被疑少年の送致先家庭裁判所および送致年月日を被害者に通知する制度が法定されるべきである。

他方、家庭裁判所の現在の限られた人員と設備では、今後さらに増加すると思われる被害者等からの謄写・閲覧申請に対し、迅速かつ適切に対処することは困難であるし、被害者等からの意見の聴取などに対応することにより、少年の要保護性に関する調査が、時間的にも質的にも不十分なものになりかねない。被害者に対する十分な配慮をしつつ、適切な少年審判を実現するためには、少年審判に

関わる書記官・調査官の増員や、スペースの確保・謄写機材の充実等の物的設備の整備が必要不可欠である。

(2) その他被害者の保護について

ア 被害者保護の在り方について

2000(平成12)年法「改正」のひとつの背景として、犯罪被害者の声の高まりが指摘できる。ただ、犯罪被害者の中には、加害者に対する厳罰を要求する考え方もあれば、社会システムとしては「憎しみの連鎖」を良しとしない考え方もある。また、刑事手続の「結果」としての処罰に関する要求だけではなく、「過程」への関与・参加を求める声も大きい。犯罪被害者の問題を考えるとき、「被害者感情＝厳罰要求」との単純な図式を前提とするのでは、被害者の多様な要求を正確に反映した議論は不可能である。さらに、刑事手続に対する要求以外にも、被害者に対する国家としての援助が極めて貧弱であるとして財政的支援の充実を求める声や、被害者を法的に支援する弁護士を選任を公費により保障する「公的被害者弁護人制度」の創設を求める声などが挙がっており、犯罪被害者に対しては、刑事手続の面だけでなく、経済的・精神的な支援策など多面的な施策が求められているというべきである。

この点に関する当連合会の意見は、前出の「犯罪被害者等基本計画案(骨子)に対する意見書」において詳しく述べたとおりである。まず、少年犯罪被害者に関する最も喫緊の課題は、被害者の損害を回復して経済的な支援をするとともに、被害者の精神的あるいは身体的被害を回復・防止するための取組である。具体的には、従来の恩恵的な犯罪被害給付制度ではなく、犯罪被害者等に補償を受ける権利があることを明確にした「犯罪被害補償制度」を新たに制定し、補償請求手続の簡易迅速化や支給額の改善をはかること、精神的・身体的被害に応じた適切な保健医療サービスおよび福祉サービスの提供、被害者の安全を保護するための施策を講じることが必要である。

また、刑事事件や少年保護事件への犯罪被害者等の関与については、記録の閲覧・謄写や意見の陳述・聴取などの面で一定の規定が設けられており、今後さらに被害者が適正に利用できるような情報提供等が行われるべきである。さらに、被害者が刑事裁判手続や少年審判手続へ適切に関与するためには、法律専門家たる弁護士の存在が不可欠であることから、公費による被害者支援弁護士制度について、積極的に導入する方向で検討すべきである。

イ 修復的司法について

修復的司法については、参議院の付帯決議でも諸外国における実施状況の把握と必要な措置の検討が求められているが、その概念自体が未だ浮動的であり、その実現に向けてはなお多くの課題がある。しかし、被害者と加害者の共生を念頭に置いた実践的な取組として、今後も引き続き積極的な検討がなされるべきである。

この点に関し、当連合会は、被害者と少年およびそれぞれの親族等の協議を通じ、被害者が当該非行による被害を回復し、少年の被害者に対する責任の自覚を深めることを目的とする「少年事件協議」を提唱している。この場合、警察や更

生保護官署等が実施機関となるのではなく、NPOなどの真に中立的な機関の設置や利用が検討されるべきである（「少年事件被害者の少年事件手続への関与等に関する規定」2000年3月）。

ウ 少年審判の傍聴について

さらに、被害者に少年審判の傍聴を認めるべきかについて議論がある。

犯罪被害者の中でも特に少年事件の被害者は、加害者が少年であるが故に事件に関する情報入手や手続への関与が困難であることは事実である。他の犯罪被害者と同様、援助が著しく手薄であった現状にも鑑みると、被害者の地位の底上げという方向で議論すべきは当然のこととしても、ことそれが審判の傍聴という手続への参加ということになると、特に少年の保護・健全育成という少年法の理念とのかねあいで、慎重な検討がなされる必要がある。

少年法は、職権主義的審問構造を採用していることから、被害者に審判を傍聴する「権利」を認めることは困難である。また、被害者に傍聴を認めた場合には、プライバシーに関わる事柄が審判廷で明らかにされにくくなり、適正な処分が行えなくなるおそれがあるほか、少年が自らの非行について心を開いて供述することが困難になるなど、少年法が少年審判の非公開原則を採用した趣旨に反し、ひいては少年法の理念を損なうおそれがあることから、被害者一般の審判傍聴には反対である。

ただし、少年審判規則29条は、「裁判長は、審判の席に、少年の親族、教員その他相当と認める者の在廷を許すことができる」と定めており、裁判官が相当と考えた場合には、被害者の在廷を認めることができるものと解される。

前述したように、被害者が刑事裁判手続や少年審判手続へ適切に関与するためには、法律専門家たる弁護士が存在が不可欠であり、公費による被害者支援弁護士制度の実現が重要である。これが実現されれば、少年事件の被害者も、弁護士の活動を通じて、より多くの正確な情報を把握することができることになる。

7 少年の刑事裁判

前述のとおり、法20条2項の新たに設けられたことによって検察官送致率が急激に上昇したことなどから、刑事裁判を受ける少年が増加している。

これにより、以下に述べるとおり、少年に対する刑事裁判の持つ様々な問題点が顕在化している。

(1) 問題点

ア 身体拘束

刑事裁判には長期間を要する一方、重大事件での保釈は容易に認められないため、被告人たる少年の身体拘束も極めて長期に及んでいる（調査結果では約4～16ヶ月以上）。このような長期間の身体拘束は、心身の発達過程にある少年に決定的な悪影響を及ぼしかねない。実際、精神的不安定を来したり、審判で深まった内省や更生意欲が時間の経過とともに減退してしまった例などが報告されている。

また、身体を拘束される場所が、少年鑑別所とは異なって教育的配慮による働きかけのない拘置所（独居）や代用監獄とされていることも、極めて大きな問題である。法48条2項は、起訴後の勾留にも適用があるとされているが、現実には、少年鑑別所が少年被告人の起訴後勾留を受け入れていないため、少年鑑別所での勾留が認められた事例は見受けられない。

イ 公開審理

公開法廷における審理は、少年にとって、心理的に萎縮して十分な対応ができないばかりでなく、生育歴等のプライバシーに深く関わる事実を明らかにすることを躊躇させ、あるいは地元での社会復帰を困難にさせるなど、様々な不利益をもたらしている。前述したように、年少少年が極度の恐怖・緊張から顔を上げることも容易にできなかったという例や、少年と同じ学校の生徒と思われる少年らが傍聴席を埋め尽くしてしまったという例も報告されている。

これに対し、弁護士が保護者への期日外尋問を請求して採用された例や、少年の手錠・腰縄をはずした後で傍聴人を入廷させ、少年と傍聴席との間に遮蔽措置を講じることを請求し、これが認められた例もあるが、多くの裁判所では、審理の公開によって少年が受ける不利益に対する配慮が不十分である。

ウ 対審構造

当事者主義的訴訟構造にある刑事裁判では、被告人は検察官と対峙して必要な攻撃・防御を尽くさねばならないが、精神的に未成熟な少年にとって、訴訟上の攻撃・防御と事件に対する内省（およびその表現）を両立させることは極めて困難である。

特に、事実関係に争いがある事件の場合、検察官との対立は顕著となるから、たとえ家裁での審判を通じて事件に対する内省を深めてきた少年であっても、それを法廷で表現することは非常に困難となり、さらには激しい糾弾を受けるあまり内省が停止してしまう少年も出てくる。極めて深刻な問題である。

エ 裁判官・検察官

刑事裁判の立会検察官には、少年に対して敵対的な態度をとり、少年をただ糾弾するばかりの姿勢が極めて強い。論告においても、少年の弁解を激しく弾劾するばかりでなく、人格攻撃ともいべき熾烈な表現で少年の責任を追及したという事案も報告されている。そのような検察官の姿勢から、少年が精神的な混乱に陥り、それまで進んでいた内省が停止してしまったという例も報告されている。

また、裁判官が少年の表現能力や心理的特性を理解せず、少年への不信感を露骨に表すような例も報告されており、少年に対する刑事裁判のあり方として極めて問題である。

オ 年齢切迫

少年法は、法1条の健全育成という目的を実現するため、刑罰の緩和等を定めているが（法51条以下）、有期刑の緩和を定めた法52条などは、その適用の基準時を判決言い渡し時と解釈されている。このため、少年が刑事裁判手続中に成人に達する時期が迫ってきた場合、少年と弁護士は、相対的に不利益な刑罰を言い渡されることを恐れ、少年であるうちに判決の言い渡しを受けようと、やむ

を得ず事実に関する争いを差し控えるなどせざるを得ない状況が出現している。

換言すれば、証人尋問権や黙秘権を行使することで、却って不利益な刑罰を科せられてしまうという事態が起きているのであり、適正手続保障の観点からは看過できない問題である。

カ 法55条による移送

家庭裁判所から検察官に送致されて起訴された事件であっても、法55条に基づいて家庭裁判所へ移送決定することが認められている。実際に移送決定が下された事案を見ると、刑事裁判における少年の反省の態度等、検察官送致後の事情の変化が指摘されていることが特徴的であるが、2000（平成12）年の法「改正」によって少年が刑事裁判を受ける事案が増加したにも拘わらず、家庭裁判所への移送が決定された事件は、決して多くない。

実態調査においては、家庭裁判所の裁判官が否認する少年に対して「事実を認めて反省するため」などと述べて検察官送致決定をしたという事案や、前述した傷害致死事件での年少少年に対する検察官送致決定など、明らかに不当と思われる事例が報告されており、いずれもその後の刑事裁判において、法55条に基づく家庭裁判所への移送決定がなされている。法「改正」による検察官送致決定の増加に伴い、不相当な検察官送致決定を、法55条の移送決定によって是正する必要性が高まっているものと言うべきである。

キ 量刑

少年に対する判決では、相当長期間の不定期刑が宣告される場合が多く、同種事案での成人に対する量刑より重いのではないかとする報告もあった。

なお、この点に関し、少年刑務所における不定期刑の執行は、長期を基準に仮釈放の時期が検討されているようであり、裁判所の認識（判例は不利益変更禁止原則に関して短期と長期の中間位説をとるとされている）との間に齟齬があるのであれば、大きな問題である。

（2）見直しの意見

ア 少年の刑事裁判における配慮規定

まず、少年に対する刑事事件の審理においても、健全育成・保護教育の趣旨が指導原理とされることを確認し、その手続が、少年の能力・特性に配慮したものでなければならないこと（糾弾でなく内省を促す対応、わかりやすく少年の心理に配慮した発問など）が確認されるべきである。少年法50条及び刑事訴訟規則277条は、このような趣旨に基づく規定と解されるが、さらに明文をもって上記の理念を確認することも検討されるべきである。

イ 身体拘束の弊害防止

次に、長期間にわたり何ら働きかけのない拘置所での独居を改善するため、保釈の弾力的運用、事案に応じた審理期間の短縮を認める規定や、原則として少年鑑別所を勾留場所とする規定なども検討されるべきである。特に、少年の年齢や精神状態等に照らし、勾留場所を拘置所ではなく少年鑑別所とする必要が大きい事例は少なくない。

ウ 公開の制限

さらに、少年の年齢や手続の性質に応じ、手続の公開を全部または一部制限する場合を認めることも検討されるべきである。特に、16歳未満のいわゆる年少少年については、果たして公開法廷での審理に耐えうる能力があるか甚だ疑問であるし、公開裁判が少年の心理面に与える悪影響は計り知れないものがある。

エ 訴訟関係者の改善・改革

また、少年の刑事事件を担当する裁判官・検察官には、少年の特性に配慮した特別の研修を義務づけるとともに、当該事件の捜査を担当した検察官が公判の立ち会いをすることを原則として禁止するなどの規定も検討に値する。

オ 刑の緩和規定の適用基準時

最後に、成人が切迫することにより、弁護活動が制限されている実態があることから、法52条などの少年に対する特則について、適用の基準時を判決言い渡し時ではなく、行為時に変更するなどの措置をとることも検討されるべきである。

カ 法55条移送の積極的運用

なお、法55条による移送決定に関しては、不当な検察官送致決定を是正するという機能も有しており、より積極的に適用されるべきである。

なお、この点に関し、2000（平成12）年法「改正」の国会審議においては、法20条2項で検察官送致を「原則化」ことについて、重大事件で刑事裁判手続を経ること自体に意義があり、必要な場合は法55条により家庭裁判所に移送することができる、と説明されていたことが留意されるべきである。

8 少年の処遇

(1) 問題点

ア 少年院における処遇

少年に対しては、健全育成をはかる観点から、可能な限り刑罰ではなく保護処分による教育が優先する、というのが少年法の基本的な立場である。したがって、非行の結果が重大な事件であっても、施設収容による処遇が必要な場合には、少年院における処遇が基本とされなければならない。神戸児童連続殺傷事件での経験が示すように、いわゆる重大事件を犯した少年についても、その問題性を除去して少年の更生と再犯防止をはかるためには、専門的スタッフが充実した少年院において、特別の態勢をとって処遇を行うことが必要であり、そのような少年院の処遇こそが有効である。

この点、いわゆる重大事件において、少年院送致決定の際に「相当長期」の処遇勧告が付される場合が増加している。法20条2項に該当する事案でも、同項但書を適用して保護処分決定をする場合には、多くの場合で「相当長期」の処遇勧告が付されており、中には「5年以上」という極めて長期間を明示するものである。たとえ少年院送致歴がない少年であっても、長期間の処遇勧告が付された場合には、その多くが拘禁度の高く長期間の処遇が可能な特別少年院に収容されることとなり、その結果、非行性の進捗が異なる少年が同一施設内に混在し、全体として過剰収容の状態を招く状況になっている。そして、このような少年を

受け入れる少年院では、通常の長期処遇における各段階を単に2倍、3倍としているだけという状況にあり、長期間の処遇勧告に対応するプログラムが構築されているとは言い難い状況にあるようである。

イ 少年刑務所における処遇

少年刑務所では、収容者の大部分が成人受刑者であり、少年受刑者への対応には人的・物的な限界がある。また、自由の剥奪と刑務作業の強制という本質から、懲役刑によって少年が抱える内面的な問題性を除去することは、極めて困難である。工場では、成人・少年が区別されずに刑務作業を実施しているところも少なくなく、最低限要請される成人と少年との分離原則さえ遵守されていないのが実状である。

しかるに、法20条2項が新たに設けられたことなどにより、事件結果の重大性や被害感情の大きさなどを理由として、少年たちが少年刑務所に収容される事例が増加していることは、非常に大きな問題である。この点に関しては、国連子どもの権利委員会も、法「改正」により拘禁刑を言い渡される少年の数が増加していることに対して懸念を表明している（第2回最終見解53項）。

(2) 見直しの意見

ア 少年院の処遇について

少年院での処遇については、重大な事件を犯した少年に対しても有効な、ある程度長期間の処遇勧告にも対応しうる多様な処遇プログラムを構築する必要がある。それと同時に、処遇を支える職員の増員を含めた体制の充実・改善が求められる。

なお、そのような処遇体制の改善がはかられたとしても、少年院送致決定において、非行結果の重大性や社会的関心の高さなどを理由に、安易に相当長期間に及ぶ処遇勧告を付するのは相当ではない。家庭裁判所の調査・審判においては、少年の問題点をしっかりと洗い出し、当該少年にとってどのような処遇が必要か、長期間の処遇が真に有効なものかどうか、より科学的な調査・判断を慎重に行う必要性がある。

イ 少年刑務所の処遇について

少年刑務所は、既に述べたような様々な問題や限界がある。したがって、少なくとも16歳未満の年少少年や内面に大きな問題を抱える少年に対しては、そもそも刑罰を科すべきでない。仮に16歳以上の少年に刑罰を科す場合であっても、少年刑務所において、成人との分離を徹底したうえで、教育的観点を十分に配慮した少年独自のプログラムを準備し、それに基づいて少年に応じた個別的な処遇をはかるべきである。その実現のためには、職員の増員を含めた体制の充実・改善が不可欠であろう。

ウ 更生保護の在り方について

また、少年が少年院や少年刑務所から社会に復帰する際、帰住先のない少年は出所時期が遅くなるとともに、出所後は成人と同じ更生保護施設を利用するほかないのが現状である。また、社会復帰に向けての保護観察所との連携が十分とは言えず、この点は保護観察所の人員不足に起因しているところが大きい。

非行少年が社会復帰を果たし、再犯を犯さずに更生していくためには、社会内で安定した生活を行うための援助が不可欠であるから、少年が施設内にいる間から十分に情報の交換や環境調整の準備がなされることが必要であるし、円滑な社会復帰と更生が困難な現状にある。少年専用の更生保護施設の設置など、成人とは異なる更生保護のあり方も検討すべきである。

9 その他

(1) 国選付添人制度

2000（平成12）年法「改正」では、法22条の3が設けられ、検察官関与決定があったときに付添人が付されていない少年には国選付添人が選任されることとなったが、対象範囲が極めて限定されており（「改正」法施行後の4年間に選任された国選付添人は21人に止まる）、少年の付添人選任権の保障としては全く不十分である。

その後、法制審議会の答申を経て、2005（平成17）年3月1日、「少年法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されたが、その中では、犯罪少年および触法少年が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪 死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁固に当たる罪のものについて、少年鑑別所送致の観護措置が付された場合には、家庭裁判所が必要と認めるときに弁護士である付添人を選任できる旨を規定する案が検討されていたが、上記法律案は、衆議院の解散により廃案となっている。

上記案は、弁護士付添人を付することにより適正な処遇選択ができるとの評価のうえでまとめられたものであり、検察官関与を前提とすることなく、国費で弁護士付添人を選任できる制度を導入する意義は大きいものがある。また、2001（平成13）年秋に実施される被疑者国選弁護制度と同時期に導入することにより、被疑者段階で選任された国選弁護人が家裁送致後も国選付添人として活動できる制度枠組ができることとなることは、評価することができるものである。

ただ、上記案でも、国選付添人の対象事件が相当程度限定されているのが問題である。また、家裁が弁護士である付添人を選任するか否かを判断するに際して「事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮」とされており、ここで、「保護者の有無」が考慮事由の一つとされていることは問題である。想定される国選付添人制度は、少年法22条の2第1項に掲げる罪という重大な事件に関わるものに限定されており、「保護者がある」との理由のみで、付添人の必要性が低下するものではない。

さらに、上記案では「第二項の付添人の選任は、少年がその選任に係る事件について審判を終局させる決定前に釈放されたときは、その効力を失う。」としており、この点はさらに問題である。これによれば、国選付添人が選任されて活動した結果、観護措置決定が取り消されたり（少年法17条8項）、異議申立が認容されたり（少年法17条の2）、あるいは試験観察決定がなされた場合（少年法25条）にも、国選付添人選任の効力がなくなることになる。しかし、これらの決定がなされ

る場合には、家庭裁判所は、付添人の環境調整等をも評価するとともに、引き続き付添人が少年や家庭に対する指導・監督や援助を継続することを期待していることが少なくない。この時点で国選付添人選任の効力を失うことによって、少年の更生のための有力な援助者を失うことになってしまい、家庭裁判所の期待にも反するものである。したがって、国選付添人選任後少年が釈放された場合については、国選付添人選任の効力は失わないものとするべきである。

前述のとおり、2006（平成18）年10月から被疑者国選制度が開始され、2009（平成21）年にはその対象が必要的弁護事件で身体拘束された被疑者にまで拡大される。これらの対象事件では、身体拘束を受けた少年の被疑者についても、国選弁護人が選任される事案が多くなるものと思われるが、そのときに、家裁送致後も引き続き少年が弁護士付添人を選任できる制度を構築しなければ、少年は家裁送致後審判までの間に弁護士からの法的援助を受けられないことになり、憲法が認める権利の保障としては極めて不十分と言わざるを得ない。よって、被疑者国選制度に対応し、必要的弁護事件について観護措置決定で身体を拘束された少年に公費で付添人の選任を認める制度を早急に実現すべきである。当連合会としても、これに対応する態勢づくりを進めているところである。

（2）法61条をめぐる問題

少年法61条は、未だ成熟した判断能力を持たない少年時代に犯した犯罪については、立ち直り、社会復帰を保障する必要性から、それを阻害することになる実名報道を禁止したものである。その背景には、憲法13条が個人の尊重および幸福追求権をうたい、子どもは成長発達権の主体として尊重されなければならないという考え方がある。子どもの権利条約や少年司法運営に関する国連最低基準規則（いわゆるベキンルールズ）も、法を犯した子どものプライバシーを尊重することを求めており、法61条は、国際的にもその重要性が認められている。

たとえいかに重大な犯罪を犯した少年であっても、その背景には家庭・学校・地域などをめぐる複雑な要因が存在するはずであり、少年個人のみの責任に帰する厳罰主義は妥当でない。少年法61条は、このような少年法の理念に基づき、事件の重大性等に関わりなく一律に実名報道等を禁止しているのであって、たとえ事案が悪質重大であり社会的に関心を集めていたとしても、例外を認めるべきではない。この点に関する2000（平成12）年6月の名古屋高裁判決も、法61条が少年の基本的な人権を保護する規定であり、一律に実名報道を禁止しているとしても報道の自由を保障した憲法21条1項に反しないとしている。

したがって、法61条は現行のまま維持し、事案の悪質重大性などを理由とする例外規定を設けるべきではない。

なお、この点に関連する問題として、少年事件の捜査において、警察による少年の写真や似顔絵、住所、氏名などの公開が許容されるか、という問題がある。この点、警察庁は、2003（平成15）年12月に、一定の場合にはこれらを公開するという通達を全国の警察本部等に宛てて発出した。そこでは、事件の内容（生命、身体への危険を及ぼすおそれのある凶悪重要な犯罪か否か、社会的に反響の大きい犯罪か否か、類似事件が連続的に発生しているか）、公開捜査の代替性（公

開捜査以外に採りうる効果的な捜査手段があるか否か)、被疑者の推定年齢(少年である可能性の高さに応じて、判断に差異が生じる)、公開捜査の手法(どのような資料(写真、似顔絵等)を公開するのか、どのような広報媒体を活用するのか)などを総合的に勘案して公開の有無を決するとされている。

しかし、このような公開捜査の実施は、報道機関に対して少年本人を特定するような報道を行うことを求めることにほかならず、捜査機関がこのような措置をとることは同法61条の趣旨を大きく逸脱するものと言わざるを得ない。また、子どもの権利条約40条2項b))は、少年司法に関し、手続の全ての段階において子どものプライバシーが尊重される権利を規定し、また、少年司法運営に関する国連最低基準規則(北京ルールズ)でも、「少年のプライバシーの権利は、不当な公表やラベリングによって少年が害されることを避けるために、あらゆる場面で尊重されなければならない。」「原則として、少年の特定に結びつくどんな情報も公表されるべきではない。」と規定している。このように捜査段階を含む、手続のあらゆる段階で、少年の特定につながる情報の公開を禁ずることは国際的な要請であり、今回の通達は、これに逆行するものと言わざるを得ない。

(3) 少年事件に関する情報開示

ア 情報開示要求の高まり

従来、少年審判の非公開原則などにより、少年事件に関する情報が裁判所外部に開示されることはほとんどなかったが、近年、少年事件被害者や社会全体による少年事件に関する情報の開示を求める声が大きくなっている。これに対応する形で、「改正」法の施行以降、社会の耳目を集めた重大少年事件において、審判後に決定書要旨が公表される事例が多く見られるようになってきている。また、重大事件を起こした少年の少年院からの仮退院情報の公開がなされたり、被害者が加害少年に関する情報の開示を求めるなどの動きが見られる。

例えば、いわゆる神戸連続児童殺傷事件の少年について、2004(平成16)年3月10日に関東地方更生保護委員会が関東医療少年院からの仮退院を許可し、少年は同日仮退院したが、その事実を法務省は被害者の遺族に通知し、社会的にも公表した。また、大分の一家殺傷事件の被害者らが法務省に加害少年の更生状況や仮退院時期について情報開示を求める上申書を提出することを決めたとの報道もなされている。このように、少年事件に関する情報を関係諸機関が公開する場面が増加している。

イ 決定書要旨の公表

少年の更生を可能とするには社会の協力が必要であり、少年審判に対する社会からの信頼を確保することは、少年法の目的を実現するためにも重要な要請である。したがって、社会が大きな関心を寄せる重大事件などについては、裁判所が決定書の要旨を公開するなどして、事案の内容や少年が非行に至った過程や動機等を明らかにすることが望ましい場合もあると考えられる。

しかし、他方でそれは、少年や家族のプライバシーを侵害し、少年の社会復帰の妨げとなるおそれもあることから、決定書要旨の公開の是非や公開すべき内容等については、事案に応じて慎重に判断する必要がある。いかなる事案において、

どのような範囲で決定書の要旨を公表するのか、公表による利益と少年側の利益の慎重な調整を図りつつ、判断基準の明確化を検討すべきである。

ウ 仮退院情報等の公表・開示

また、法務省が非行少年の少年院からの仮退院時期等を公表することの是非も同様に問題となる。その場合には、少年の円滑な社会復帰をはかることが重要であるから、仮退院情報等を社会一般に対して公表する必要性は原則として認められないものと考えられ、公表の是非等の判断基準についてより厳格に検討する必要がある。

他方、加害少年の退院時期等は、被害者にとっては重大かつ正当な関心事であり、その一方で少年の円滑な社会復帰の妨げになるおそれは相対的に小さいといえるが、それでも、情報の開示がいたずらに加害少年を警戒し地域社会から排除する方向に向かう場合には、加害少年の立ち直りを阻害しかねない。よって、被害者に対する情報の開示も、原則として、加害少年自身と家族の承諾を要件とすべきである。ただし、再被害の防止措置を講ずる目的や加害者との接触回避などの措置をとることが特に必要な場合に限り、上記承諾がなくても必要な限度での情報開示は認められてよいと考える（犯罪被害者等基本計画案（骨子）に対する意見書53～54頁）。

第5 国連子どもの権利委員会（CRC）による勧告について

1 国連子どもの権利委員会の審査結果

国連子どもの権利委員会（CRC）は、子どもの権利条約の実施状況に関する第2回政府報告書を審査し、2004（平成16）年1月に最終見解を採択した。

その中で、少年法「改正」後のわが国の少年司法に関する言及は別紙のとおりである（【参考資料】）。

2 国連子どもの権利委員会の基本的視点

CRCは、少年司法に関する上記言及とともに、「委員会は、締約国に対し、制定法の包括的な見直しを実施し、権利条約の原則及び条項並びにそこに示された権利基盤型アプローチに合致するよう確保するために必要なあらゆる措置をとることを勧告」している。ここにいう権利基盤型アプローチとは、子どもに関わる立法や政策の策定、実施にあたり、子どもに対する恩恵的、福祉的観点から考えるのではなく、その法律等が、子どものいかなる権利を保障するためのものであり、かつ、その権利の保障という観点から十分な内容になっているかどうかを常に考えつつ、立法・施策の策定等を行ってゆくという手法を意味する。

3 国連子どもの権利委員会の勧告を踏まえての見直し

最終見解の53項、54項からすると、国連子どもの権利委員会は、検察官送致可能年齢の引き下げ、いわゆる「原則逆送」規定（実務）、観護措置の特別更新について、それらを廃止するよう勧告しているものと解され、早急な見直しが迫られているというべきである。

また、全ての少年に公費で弁護士付添人をつける制度の創設が目指されなければならないし、さらに、成人として刑事裁判を受け、拘禁刑を言い渡される少年の数が増加していることへの懸念が、逆送後の刑事裁判の審理のあり方、身体拘束の長期化、刑罰の長期化などの現状認識に基づくものであると思われることからすれば、逆送後の手続全般についての見直しも迫られているというべきである。

少年審判においても、少年を、単なる保護の対象として扱うのではなく、「成長発達権」及びその具体化である「健全に成長する権利」の権利主体として位置づけ、これらの権利を最大限保障することが求められている。非公開の審判廷で審判官が少年と1対1で対峙する形での少年審判は、被影響性が強く、表現能力に乏しい少年に対して意見表明権を実質的に保障するために必要なシステムであり、少年を刑事手続に付することは、意見表明権を実質的に奪うことになる。刑事法廷では、少年が手続に主体的に参加することは極めて困難であり、少年は手続を通じて更生への力を獲得することができない。その意味で、少年事件の刑事司法手続化は、子どもの成長発達権及び意見表明権の保障の観点からは全く逆行しているのである。

【参考資料】

第1 衆参両議院における付帯決議

1 衆議院法務委員会（2000年10月31日）

少年審判における事実認定手続及び検察官送致の在り方について、実務の運用を見ながら、今後とも検討を行うこと。

観護措置期間を更に延長できるものとするものの要否について、実務の運用を見ながら、引き続き検討を行うこと。

少年法の適用年齢を20歳に満たない者から18歳に満たない者に引き下げるることについて、時代の変遷、主要各国の現状、選挙権年齢等他法令に定めるその他の年齢区分との均衡を勘案しつつ、検討を行うこと。

悪質重大な少年事件で、社会的に正当な関心事であるものにつき、少年に係る記事等の掲載の禁止を定める少年法第61条に例外規定を設けることについて、司法判断等の動向をも踏まえ、検討を行うこと。

少年の健全育成及び非行防止のための施策並びに非行少年の更生保護など社会復帰のための施策を充実・強化すること。

2 参議院法務委員会（2000年11月24日）

少年審判における事実認定手続及び検察官送致の在り方については、少年法の本旨及び実務の運用を踏まえて、今後とも検討を行うこと。

刑事処分可能年齢を14歳に引き下げることに伴い、少年受刑者の教育的観点を重視した処遇に十分配慮し、矯正処遇の人的・物的体制の充実・改善に努めること。

観護措置期間の上限の在り方については、実務の運用を見ながら引き続き検討すること。

公的付添人制度の在り方については、国選による制度や法律扶助制度等を勘案しつつ、鋭意検討すること。

少年法の適用年齢については、選挙権年齢等の成年年齢の在り方、世論の動向、時代の変遷、主要各国の現状、婚姻年齢等他の法令に定める年齢区分との均衡等を勘案しつつ、鋭意検討を行うこと。

悪質重大な少年事件等、社会的に関心を集める事件については、少年のプライバシーの保護の重要性に配慮しつつ、犯罪原因を究明し、同様の犯罪の防止に資する方策及び少年法第61条の在り方についての研究に努めること。

少年事件における家庭裁判所の役割が重要であることにかんがみ、調査体制の充実等その機能の拡充に努めるとともに、少年問題に関する地域的ネットワークの構築等にも努めること。

被害者の保護については、法整備を含め、関係省庁の密接な連携の下、精神的・経済的支援などの総合的な施策の更なる推進に努めるとともに、諸外国において実施されている修復的司法について、その状況を把握し、必要な措置を検討すること。

第2 国連子どもの権利委員会の「最終見解」

1 第1回最終見解（1998年6月）

（主な懸念事項）

6. 委員会は、締約国による条約第37条（C）への留保並びに第9条1及び第10条1に関する解釈宣言を懸念をもって留意する。
27. 少年司法の運営に関する状況、並びに、その状況と条約の原則・規定就中第37条、第40条及び第39条、及びその他の関連する基準、例えば、北京ルールズ、リヤド・ガイドライン、自由を奪われた少年の保護に関する国連規則との適合性は、委員会にとって懸念事項である。特に、委員会は、独立した監視及び適切な不服申立手続が不十分であること、最後の手段としての拘禁及び裁判前の拘禁の使用に対する代替手段が不十分であることを懸念する。代用監獄の状態も懸念事項である。

（提案及び勧告）

48. 委員会は、締約国が、条約及び少年司法の分野における他の国連の基準、例えば、北京ルールズ、リヤド・ガイドライン、自由を奪われた少年の保護に関する国連規則の原則及び規定に照らして、少年司法制度の見直しを行うことを考慮することを勧告する。拘禁の代替的措置の確立、監視及び不服申立手続、代用監獄における状況に特に注意が払われるべきである。

2 第2回最終見解（2004年1月30日）

53. 委員会は、締約国が、委員会の第1回政府報告書審査以降、少年法の改正を行なったことを留意するが、多くの改正、特に、刑事訴追の最低年齢が16歳から14歳に引き下げられたこと、及び審判決定前の身体拘束が4週間から8週間に延長されたことが、権利条約及び少年司法に関する国際準則の原則及び条項の精神に基づくものではないことを懸念する。また、成人として刑事裁判を受け、拘禁刑を言い渡される少年の数が増加しており、少年が無期懲役刑を言い渡される可能性があることを懸念する。最後に、委員会は、問題のある場所に頻繁に出入りする等の問題行動をとる子どもが少年犯罪者として取り扱われる傾向があるとの報告を懸念する。
54. 委員会は、締約国に対し、次のとおり勧告する。
- (a) 委員会の1995年少年司法運営に関する一般的討議に照らし、少年司法に関する基準、特に権利条約37条、39条及び40条並びに少年司法運営に関する国連最低基準規則（ペキン・ルールズ）及び少年非行予防のための国連ガイドライン（リヤド・ガイドライン）の全面的実施を確保すること。
 - (b) 法律を改正し、少年に対する無期懲役を廃止すること。
 - (c) 自由の剥奪が最後の手段としてのみ用いられることを確保するため、審判前の身体拘束を含めて身体拘束に代わる措置の利用を強化し、増加させること。
 - (d) 16歳以上の子どもに対する事件を家庭裁判所が成人の刑事裁判所へ移送できる可能性が存在する点について、その実務の廃止の観点から見直すこと。
 - (e) 法を犯した子どもに対して、全ての法的手続きを通じて法的援助を提供すること。
 - (f) 問題行動を伴う子どもを犯罪者として、取り扱わないよう確保すること。
 - (g) リハビリテーション及び再統合のプログラムを強化すること。

第3 日弁連「改正」少年法運用実態調査結果

2004年9月24日
日本弁護士連合会
子どもの権利委員会

「改正」少年法の運用実態調査結果

- 裁定合議・検察官の審判関与・いわゆる原則検察官送致事件を対象に -

第1 本調査の目的・方法

1 本調査の目的

「改正」少年法は、2000年11月28日に成立し、2001年4月1日に施行された。「改正」少年法は、附則3条において、施行後5年が経過した場合の見直しが規定されており、2006年4月にその時期を迎えることになる。

「改正」少年法の成立を受け、当連合会では会長声明を公表し、「少年法の理念を護り発展させる立場から、付添人活動を一層充実させ、『改正』少年法の運用の実態を注視していく決意である。」と表明した。

当連合会子どもの権利委員会では、上記会長声明を受け、付添人活動の充実と施行後5年が経過した際の見直しに資するため、「改正」少年法の運用実態について全国的な調査を進めてきた。本資料は、その調査結果を2004年8月31日時点で取りまとめたものである（本資料中の件数は、該当する少年の人数を表す）。

2 本調査の方法

本調査では、まず、裁定合議・検察官の審判関与・いわゆる原則検察官送致のいずれかに該当した少年事件について、付添人を担当した弁護士から「事情聴取票」を回収して全国的な情報を集約した（但し、担当付添人が判明しなかった事件もある）。第1回調査（調査対象：2001年4月1日から同年9月30日までに審判があった事件）では44件中28件、第2回調査（調査対象：2001年10月1日から2002年9月30日までに審判があった事件）では118件中36件の回答を得ている。

また、上記調査での回答の有無に関わらず、内容が特に注目された事件について、全国付添人経験交流集会、子どもの権利委員会夏季合宿などの機会を通じ、付添人を担当した弁護士から詳細な聴き取りを行った。

第2 調査結果

1 弁護人・弁護士付添人の選任時期

集計結果（回答数62件）

・捜査段階..... 45件

- ・家裁送致後…… 13件（うち検察官関与決定後の国選付添人が1件）
- ・起訴後…… 4件

2 検察官送致可能年齢の引き下げ（法20条1項） 法＝少年法。以下同じ。

「改正」された内容

法20条におかれていた「送致のとき16歳に満たない少年の事件については、これを検察官に送致することはできない」との但書が削除され、14歳及び15歳の少年についても、家庭裁判所における審判の結果、刑事処分が相当と認めるときには、検察官に送致することができるようになった。

寄せられた意見

（1）審判

- ・ 15歳の少年が検察官送致とされたが、少年に付添人が選任されたのは審判期日の前日であった。少年に保護処分歴はなく、検察官及び少年鑑別所の処遇意見も「少年院送致相当」であったにもかかわらず、調査官は「刑事処分相当」との意見であった。少年の要保護性について、十分な調査・検討がなされていないという印象を受けた。

（2）検察官送致後の刑事裁判

- ・ 15歳の少年は、傍聴者が多数在廷する公開の法廷で、俯いて上半身を深く折り曲げたままの姿勢になってしまい、安心して本当の気持ちを語るができるような状態にはならなかった。裁判が長期化し、少年が拘置所で何ら教育的処遇もないまま長期間放置される結果となってしまった。

3 いわゆる原則検察官送致（法20条2項）

「改正」された内容

法20条に2項が新設され、16歳以上の少年が故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた場合、家庭裁判所の調査の結果、諸事情を考慮して刑事処分以外の措置を相当と認めるとき以外は、検察官送致決定をしなければならないとされた。

（1）審判

非行地と少年の住所地が異なる場合の審判管轄

集計結果（回答数9件）

- ・ 非行地を管轄する家裁…… 2件
- ・ 少年の住所地を管轄する家裁…… 2件
- ・ 家裁支部から家裁本庁へ移送…… 5件

寄せられた意見

- ・ 少年の住所地から遠く離れた非行地の家裁で審判が行われたため、少年と保護者の面会に支障が大きかった。

調査官の処遇意見、審判結果

集計結果

調査官の処遇意見（回答数43件）

- ・ 刑事処分相当..... 28 件
 - ・ 保護処分相当..... 14 件
 - ・ 調査命令なし..... 1 件
- 審判結果（回答数 45 件）
- ・ 検察官送致..... 30 件
 - ・ 保護処分 15 件

（その内訳）

- ・ 特別少年院（相当長期）..... 2 件
- ・ 特別少年院（療育的医療計画）..... 1 件
- ・ 中等少年院（相当長期）..... 5 件
- ・ 中等少年院（長期）..... 3 件
- ・ 中等少年院（一般短期）..... 2 件
- ・ 保護観察..... 2 件

寄せられた意見

- ・ 少年の資質・要保護性を離れ、事件の重大性だけが考慮されてしまった印象が強い。最初から「共犯者の中で検察官送致すべき主犯は誰か」といった発想で考えられていたのではないか。
- ・ 少年の性格等について「教育が必要」としつつ、結果の重大性で検察官送致と割り切っている。最初から結論ありき、で少年にとって何が最適な処遇かという考慮がなされていない。
- ・ 犯行における役割・程度が処分を分けた。共犯少年内で処分が分かれたことに対する不均衡感が残った。
- ・ 調査官は、少年の要保護性が低いことから、保護処分を不相当とする理由付けに悩んでいた。
- ・ 検察官送致の原則性と被害者感情が相当意識されていた。調査官は刑事公判の実情を知らないという印象を受けた。
- ・ 裁判官の発言からは、20条2項但書該当性に関する立証責任が少年側にあるとの印象を受けた。
- ・ 20条2項但書該当性を早期に主張する必要性が大きいと感じた。20条2項の本文と但書をどのように解釈すべきなのか、理論的研究が重要である。
- ・ 審判直前に事件が判事補から判事へと配点替えされ、審判期日においても検察官送致決定に向けて強引な審判指揮が見られた。

（2）検察官送致後の刑事裁判

「改正」による影響

いわゆる原則検察官送致の規定が設けられた結果、該当する事件において検察官送致決定がなされる割合が著しく上昇し、刑事裁判を受ける少年が増加した。

身体拘束

集計結果（回答数 23 件）

身体拘束を受けた日数

- ・ 90日以下..... 0件
- ・ 91～120日..... 1件
- ・ 121～150日..... 4件
- ・ 151～180日..... 1件
- ・ 181～210日..... 4件
- ・ 211～240日..... 3件
- ・ 241～270日..... 2件
- ・ 271～300日..... 2件
- ・ 301～330日..... 0件
- ・ 331～360日..... 3件
- ・ 361日以上..... 3件

身体拘束の場所は、一定期間代用監獄という事例があるが、それ以外は拘置所であり、少年鑑別所という事例は見られない。

寄せられた意見

- ・ 少年鑑別所から拘置所に移され、少年にとってはショックが大きかった印象である。
- ・ 拘置所では、刑事手続で揺れ動く少年の心理に対する教育的働きかけが全くなされなかった。
- ・ 拘置所で成人に悪感化された。
- ・ 独居のため精神的に不安定になった。
- ・ 長期間に及ぶ独居での拘束、教育からの分断が非常に大きな問題である。共犯少年はノイローゼ気味になってしまった。
- ・ 検察官送致決定を受けて少年の住所地から非行地に移監され、弁護士の接見が困難になった。

裁判官・検察官の姿勢

寄せられた意見

- ・ 裁判官は、教育的配慮ある発言を全くしなかったのに、判決言い渡し後に突然「反省が足りない」などと説諭した。検察官は、ところどころで少年に敵対的で、論告でも「無反省の態度顕著」などと主張した。
- ・ 裁判官の対応が非常に悪く、少年の表現力等に対する理解がなかった。
- ・ 検察官は威圧的な証人尋問を繰り返し、裁判官も殺意を争う少年に対し、「こんなに殴っていて、『殺意はない』はないだろう！」などと発言していた。
- ・ 裁判官は丁寧な発問を心がけていた。裁判官・検察官には少年に対する配慮が見られた。

裁判結果

集計結果（回答数30件）

- ・ 無期懲役..... 2件
- ・ 懲役15年..... 2件
- ・ 懲役5年から10年..... 2件
- ・ 懲役5年から8年..... 4件

- ・懲役5年から7年..... 1件
- ・懲役4年から7年..... 2件
- ・懲役3年6月から7年..... 1件
- ・懲役6年..... 1件
- ・懲役4年から6年..... 2件
- ・懲役3年6月から6年..... 1件
- ・懲役3年から6年..... 3件
- ・懲役3年から5年6月..... 1件
- ・懲役5年..... 1件
- ・懲役3年から5年..... 2件
- ・懲役2年から5年..... 1件
- ・懲役4年..... 1件
- ・家庭裁判所への移送決定..... 3件（その後、少年院送致決定）

寄せられた意見

- ・ 少年の刑事法廷を経験して少年審判の良さを改めて感じた。
- ・ 刑事手続に入ると刑期のみに興味が集中してしまい矯正効果は減退した。
- ・ 反省を促すことと事実関係の争いを両立させることが困難。
- ・ 地元の中学生在が法廷傍聴に来て尋問に影響、被害者の遺族が傍聴席で少年の真後ろに座り少年が怯えた面があった。
- ・ 家庭裁判所への移送について、もう少し広く認められるべきではないか。
- ・ 刑事公判は少年を糾弾するだけの場になってしまい、少年の内省が停止してしまった。判決は、少年の生育歴に全く触れず、成人と同様に画一的なもので、説得力がなかった。
- ・ 少年は公開によるプレッシャーを受け、顔を上げることができなかった。「話しても悪くとられてしまう」と述べていた。
- ・ 少年には、公開法廷での審理が大きなストレスになった様子だった。特に、冒頭陳述と論告には大きなショックを受けており、書面のみでの陳述にとどめる必要があると感じた。判決の言い渡しでは、少年の生育歴等の部分について朗読を省略する扱いがなされた。
- ・ 当初から家庭裁判所が終局決定をなし得た事案であり、約1年間に及ぶ未決期間は、本来少年の処遇に充てられるべきであった。刑事裁判に長期間を要したことが、受移送審での少年院送致決定に対して抗告するか否かの判断に影響を与えた面がある。
- ・ 判決は家庭裁判所への移送についてよく検討してくれた。冒頭陳述においても主張しておけばよかったと感じている。
- ・ いわゆる原則検察官送致の制度ができたことで、事件が公開法廷で扱われることが多くなるが、被害者遺族の事件内容に関する認識が事実と異なる場合、そのズレは公判手続でより鮮明となり、その結果、かえって被害者の怒りを増幅させるだけになりかねない。

4 裁定合議制度（裁判所法 31 条の 4・2 項）

「改正」された内容

従来は全て単独の裁判官で審理されていた少年審判について、裁判所が必要と認めるときには 3 人の裁判官による合議制を採用できることとされた。

集計結果

非行事実に関する争いの有無（回答数 13 件）

- ・ 非行事実自体に争いあり..... 7 件
- ・ 行為の法的評価に争いあり..... 4 件
- ・ 争いなし..... 2 件

裁定合議とされた理由（回答数 17 件）

- ・ 処遇選択に慎重を期すため..... 7 件
- ・ 処遇選択に慎重を期すため、法的評価に争いあり、重大事件..... 1 件
- ・ 処遇選択に慎重を期すため、事実関係に争いあり..... 1 件
- ・ 処遇選択に慎重を期すため、法的評価に争いあり..... 1 件
- ・ 重大事件であり、法的評価に争いあり..... 1 件
- ・ 事実関係に争いあり..... 4 件
- ・ 審理に慎重を期すため..... 2 件

寄せられた意見

- ・ カンファレンスの雰囲気重くなり、ざっくばらんな話がしにくい。
- ・ 審判期日前の協議は、進行協議が中心となり、裁判官の心証が開示されなかった。
- ・ 裁判官は、事実関係を聞き出すことに集中してしまい、少年に対する説諭など感銘力を持たせようという配慮がなかった。これでは、事実認定について慎重を期すという意味での合議体ではない。
- ・ 審判廷が狭く、少年にはかなり威圧感があったのではないか。
- ・ 単独審よりも検送に傾きやすいのではないか。
- ・ 処遇に関する判断が画一化してしまう危険がある。
- ・ 期日の調整が困難であった。
- ・ スケジュールがきつく、少年との面会等に苦労した。事件の結果や共犯者間の処遇のバランスが重視される傾向を招くのではないか。
- ・ 通常は地方裁判所で裁判を担当している裁判官が合議に加わったが、全く質問もせず、果たして記録を読んでいるかどうか疑問に感じた。
- ・ 慎重な審理を心がけていた。
- ・ 単独審よりも慎重に審理されて良かった。
- ・ 少年への配慮は感じられた。

5 検察官の審判への関与（法 22 条の 2・1 項）

「改正」された内容

法 22 条の 2 が新設され、一定の事件において、裁判官の決定によって検察官を非行

事実の認定手続に關与させることが可能とされた。

集計結果（回答数 24 件）

非行事実に関する争いの有無

- ・ 非行事実の客観面に争いあり..... 7 件
- ・ 行為の主観面に争いあり..... 3 件
- ・ 行為の法的評価に争いあり..... 4 件
- ・ 争いなし..... 9 件
- ・ 共犯少年が否認..... 1 件

裁判体

- ・ 単独..... 17 件
- ・ 合議体..... 7 件

証人尋問実施の有無

- ・ あり..... 15 件
 - 検察官から証人・少年への発問あり..... 13 件
 - 検察官から証人・少年への発問なし..... 2 件
- ・ なし..... 9 件
 - 検察官から少年への発問あり..... 3 件
 - 検察官から少年への発問なし..... 6 件

要保護性審理への検察官の立ち会い

- ・ あり..... 2 件
- ・ なし..... 22 件

寄せられた意見

- ・ 証人尋問は実施されず、少年に対する質問のみだった。法的評価の争いであり、検察官の関与は不要だったのではないか。
- ・ 証人尋問は実施されなかったが、事実認定のために検察官が関与する必要性はあった。
- ・ 証人尋問が実施されたが、検察官からの発問もほとんどなく、検察官の関与が必要だったとは思われない。
- ・ 非行事実に関争いがないにもかかわらず、事件の重大性を考慮してか、裁判所が検察官関与決定をした。結果的に、検察官が関与する必要性はなかった。
- ・ 検察官が関与したことにより、裁判官の事実認定者としての立場が明確になり、事実解明に有益だった（結果、一部非行事実なし）。
- ・ 裁判官から検察官の立場について説明がなかったこともあり、少年は検察官・付添人の双方に対して迎合的な供述をしたように感じる。
- ・ 検察官は、刑事法廷において成人の被告人に対するのと全く同様、少年に対して高圧的な態度で質問していた。
- ・ 検察官が第1回審判期日直前に少年が否認に転じた理由の矛盾点を強調して追及したため、少年が自由に発言できない様子だった。
- ・ 捜査担当検察官が審判に立ち会ったため、捜査段階における供述の任意性に関する質問ではやや問題があった。

- ・ 事実認定のために検察官を関与させながら、実質的には少年が否認していることを理由に検察官送致となってしまった。結果的に検察官の関与は無意味だった。
- ・ 検察官は少年に一定の配慮をして対応もソフトであったが、裁判官が少年に対して非常に追及的な態度であった。これでは、検察官関与の立法目的である「少年と裁判所の対峙状況を回避する」ことなど不可能である。

6 観護措置期間の延長（法17条4項）

「改正」された内容

少年を少年鑑別所に送致して観護措置をとる場合の期間について、従来は最長4週間とされていたが、最長8週間まで延長することができるとされた。

寄せられた意見

- ・ 少年への影響は特に感じられなかった。
- ・ 少年の保護者が頻りに面会をしたことにより、少年の精神状態が安定した。
- ・ 高校への再入学を予定していたが（但し、具体的な準備はパンフレットの取り寄せのみ）、受験できなかった。
- ・ 4週間が経過した後の鑑定留置期間中、少年がうつ状態になってしまった。
- ・ 交際中の女性の出産が迫り、少年が精神的に不安定になった。
- ・ 少年は非行事実を全面的に否認したが、6週間の観護措置期間内で十分に審理は尽くされた。

7 被害者等の意見の聴取（法9条の2）

「改正」された内容

事件の被害者等からの申し出があった場合、相当でないとき以外は、裁判官または調査官が、被害者の被害に関する心情その他の事件に関する意見を聴取することとされた。

集計結果

意見の聴取方法（回答数24件）

- ・ 期日外に裁判官が聴取..... 11件
- ・ 期日外に調査官が聴取..... 7件（うち1件は書面）
- ・ 期日及び期日外に裁判官と調査官が聴取..... 1件
- ・ 期日外に調査官、期日に裁判官が聴取..... 2件
- ・ 期日外に裁判官と調査官が聴取..... 1件
- ・ 期日に裁判官が聴取..... 2件

寄せられた意見

- ・ 被害者の意見が審判結果に大きな影響を与えたと思われる。
- ・ 裁判官は被害感情が強いことを意識したと思う。
- ・ 被害者の意見は、犯行の役割に応じた処分を求める内容だった。

- ・ 審判廷での意見陳述は、少年に対する感銘力があつた。
- ・ 被害者の意見を聞いた少年に感ずるところがあつたと信じたい。
- ・ 裁判官による事情聴取書は、作成過程で被害感情に大きな影響を受けたことが窺える内容だつた。
- ・ 調査官が期日外に聴取した内容をまとめた文書には、情緒的な記載が見られた。